
千代田町 公共施設等総合管理計画



平成28年3月

(令和4年3月改定)

群馬県千代田町



千代田町マスコットキャラクター
「みどりちゃん」

目 次

第1章 はじめに.....	1
第1節 策定の目的	1
第2節 本計画の位置付け.....	1
第3節 公共施設等の範囲.....	2
第4節 計画期間	2
第5節 推進体制	2
第2章 公共施設等の現状	3
第1節 公共施設等の保有数及び状況.....	3
第2節 延床面積単位での公共施設	4
第3節 過去に行った対策の実績.....	7
第3章 財政の現状	8
第1節 普通会計決算の推移	8
第2節 財政指標の推移	10
第3節 基金の推移	11
第4節 公共施設等の整備費の推移	12
第5節 公共施設等の維持管理経費	13
第4章 施設に対する町民の意見	14
第1節 アンケートの概要.....	14
第2節 公共施設のあり方に対するニーズ.....	15
第3節 各施設の利用状況と満足度	17
第5章 総合管理計画の基本方針	19
第1節 現状や課題に関する基本認識.....	19
第2節 更新に係る経費の見込み	20
第3節 基本方針	30
第4節 公共施設等の適正な管理のあり方.....	31
第6章 施設類型ごとの基本方針	33
第1節 公共施設	33
第2節 道路・橋梁	35
第3節 下水道.....	35
第7章 フォローアップの方針	36
第1節 計画の進行管理	36
第2節 町民ニーズの把握と町民への情報提供	36
資料編.....	37

第1章 はじめに

第1節 策定の目的

全国の市町村では、昭和30年代半ばからの高度経済成長期とその後の約10年間に、人口の増加と住民からの要望に対応して、学校などの教育施設、公営住宅、公民館や図書館などの公共施設、並びに道路、橋梁、上下水道などのインフラ施設といった多くの公共施設等を整備してきました。

現在、これらの公共施設やインフラが一斉に改修・更新時期を迎えており、将来的に多額の更新費用が必要になると見込まれます。

町民サービスの向上のためには速やかな改修・更新等が望まれるところですが、わが国が総人口減少時代を迎え、長期的に安定した財政投資を行うことが難しくなるとともに、住民が真に必要とする施設を無理なく長期的に更新・運営していく視点が重要です。

このため、本町が保有する公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点で更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化と、公共施設等の最適な配置を図るため、「千代田町公共施設等総合管理計画」を策定します。

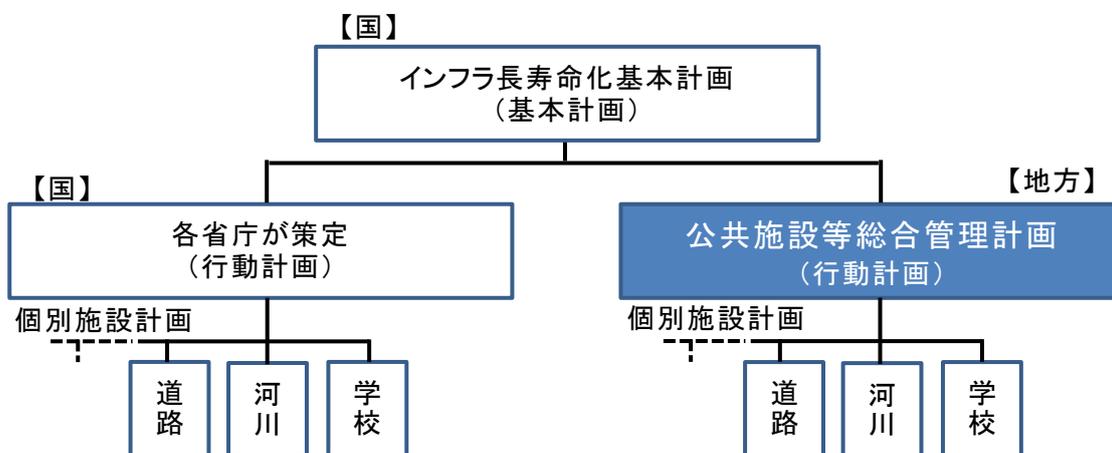
第2節 本計画の位置付け

国では、平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」が策定され、その中で地方公共団体の役割である行動計画が示されました。

平成26年4月22日には、総務省から全国の地方公共団体に対し、公共施設等総合管理計画の策定要請に係る「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」及び「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」が発出されています。

本計画は、これらの計画・通知・指針に基づき策定します。

本計画の位置付け



第3節 公共施設等の範囲

本計画で対象とする「公共施設等」は、公共施設のほか、道路、橋梁、下水道などのインフラ施設のうち、町が保有する構造物とします。

第4節 計画期間

本計画の計画期間は、平成28年度から令和17年度までの20年間とします。

なお、将来の施設更新費用の推計は、個別施設計画策定完了（令和2年度）の40年後である令和42年度まで行い、長期的な見込みを展望します。

第5節 推進体制

本計画の推進にあたっては、計画の策定を行う企画財政課が主体となり、施設の各管理課局を横断的に管理し、施設を効率的に維持管理する目的で、町長をトップとした全庁的な取り組み体制を構築します。情報管理については、庁内において公共施設等の情報を一元的に管理することが望ましく、正確な最新情報が庁内において共有できるシステムの整備に努めます。

また、効果的・効率的な管理を実施していくために財政担当者との連携を図り、アンケートの実施などにより町民の意見が適切に反映されるよう努め、さらに職員一人ひとりが本計画の意義を理解し取り組むことができるよう職員の意識改革を進め、計画の目的達成を目指します。

第2章 公共施設等の現状

第1節 公共施設等の保有数及び状況

本町に公共施設は、38施設85棟あり、建築物では、庁舎等が1施設、学校教育系施設（幼稚園を除く）が4施設、町民文化系施設が7施設、スポーツ・レクリエーション系施設が4施設、子育て支援関連施設が5施設、保健・福祉施設が3施設、町営住宅が2施設、その他の施設が12施設となっています。

また、インフラ施設では、町道の実延長が257,921m、橋梁が865m、下水道の管路総延長が26,060mとなっています。

公共施設等の保有数（令和4年3月31日現在）

施設分類		数量	単位	
建築物	庁舎等	1	施設	
	学校教育系施設	4	施設	
	町民文化系施設	7	施設	
	スポーツ・レクリエーション系施設	4	施設	
	子育て支援関連施設	5	施設	
	保健・福祉施設	3	施設	
	町営住宅	2	施設	
	その他施設	12	施設	
インフラ施設	道路 (令和3年4月1日現在)	道路	257,921	m
		橋梁	865	m
	下水道 (令和2年3月31日現在)	管路	26,060	m

※施設の分類方法については、一般財団法人地域総合整備財団作成の「公共施設等更新費用試算ソフト」（以下「更新費用ソフト」という）の施設分類に準拠する。

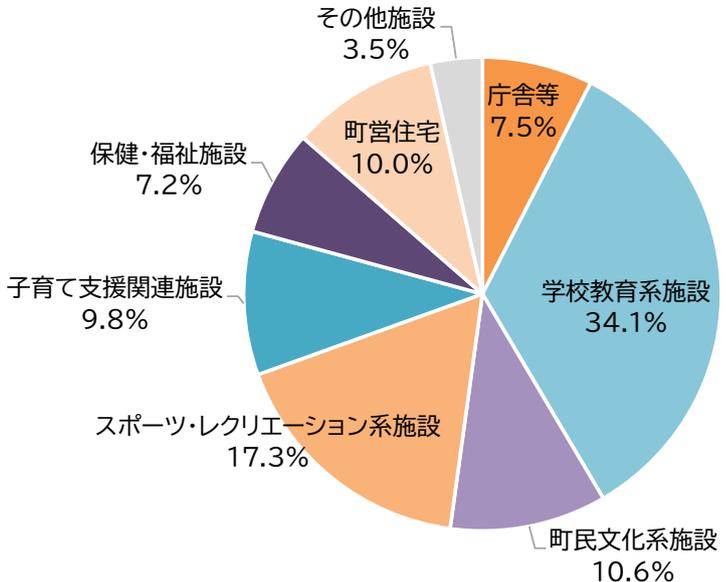
第2節 延床面積単位での公共施設

本町の公共施設を延床面積ベースで見ると、合計約 4.8 万㎡のうち、学校教育系施設が 34.1%、次いでスポーツ・レクリエーション系施設が 17.3%、町民文化系施設が 10.6%、町営住宅が 10.0%、子育て支援関連施設が 9.8%などとなっています。

4.8 万㎡を本町の令和 4 年 3 月末現在の住民基本台帳人口（11,055 人）で除した人口 1 人当たり面積は 4.4 ㎡です。

公共施設の施設分類ごとの総延床面積（令和 4 年 3 月 31 日現在）

施設分類	延床面積	構成比
庁舎等	3,629 ㎡	7.5%
学校教育系施設	16,530 ㎡	34.1%
町民文化系施設	5,174 ㎡	10.6%
スポーツ・レクリエーション系施設	8,391 ㎡	17.3%
子育て支援関連施設	4,750 ㎡	9.8%
保健・福祉施設	3,493 ㎡	7.2%
町営住宅	4,857 ㎡	10.0%
その他施設	1,704 ㎡	3.5%
合計	48,528 ㎡	100.0%



施設保有量の推移

	計画策定時 (平成 27 年 3 月 31 日現在)	令和 4 年 (3 月 31 日現在)
延床面積	48,348 ㎡	48,528 ㎡
計画策定時比	—	100.4%

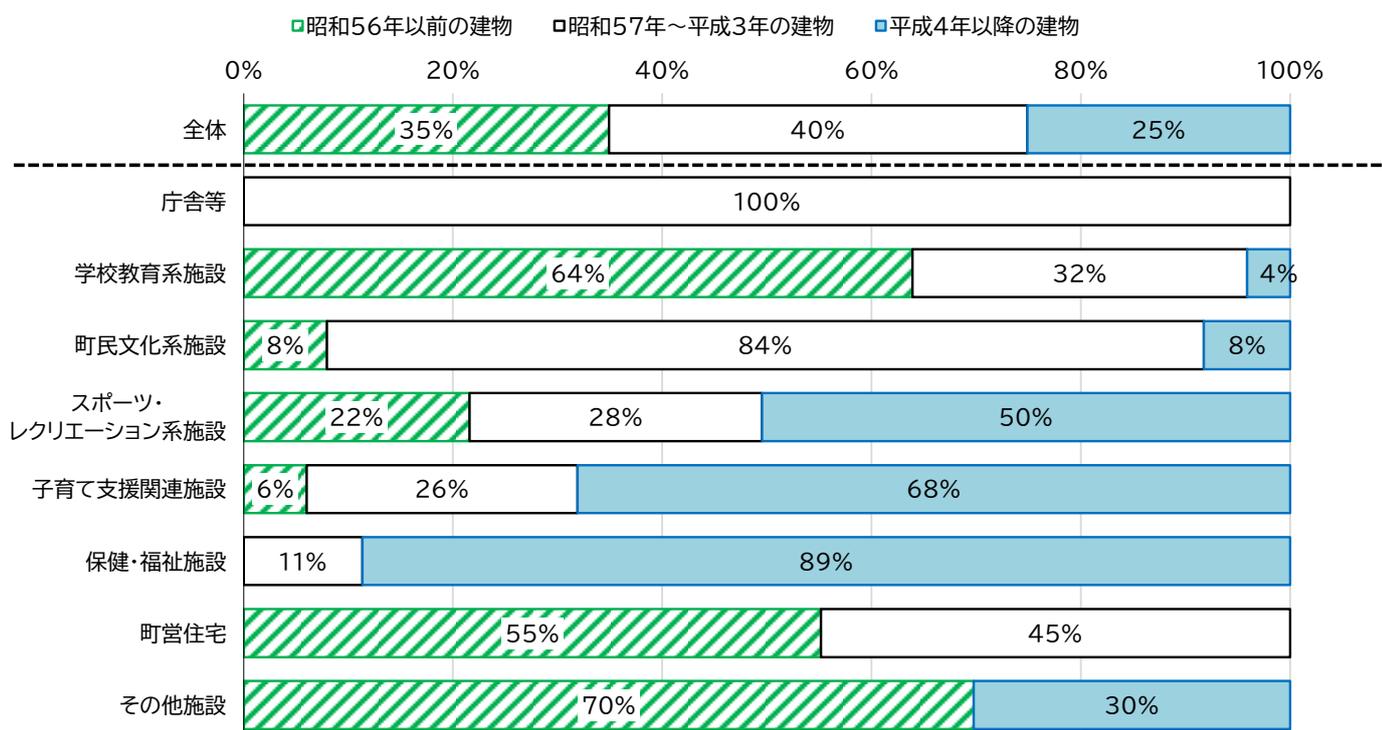
延床面積でみた施設保有量は平成 27 年の計画策定時より若干増加しています。こ

これは、近年子ども園舎や学童保育所の増築を行ったことによるものです。

令和4年3月31日現在における延床面積の建築年度区分ごとの全体の構成比をみると、旧耐震基準による昭和56年以前の建物が35%を占めています。また、大規模改修の目安となる築後30年以上経過した建物（平成3年以前）は75%となっています。

このうち、学校教育系施設、町営住宅及びその他施設では55%～70%の面積を昭和56年以前の建物が占めています。また、築後30年以上を経過した建物は、庁舎等では100%、学校教育系施設では96%、町営住宅では100%となっています。

公共施設の延床面積の建築年度区分ごとの構成比（令和4年3月31日現在）

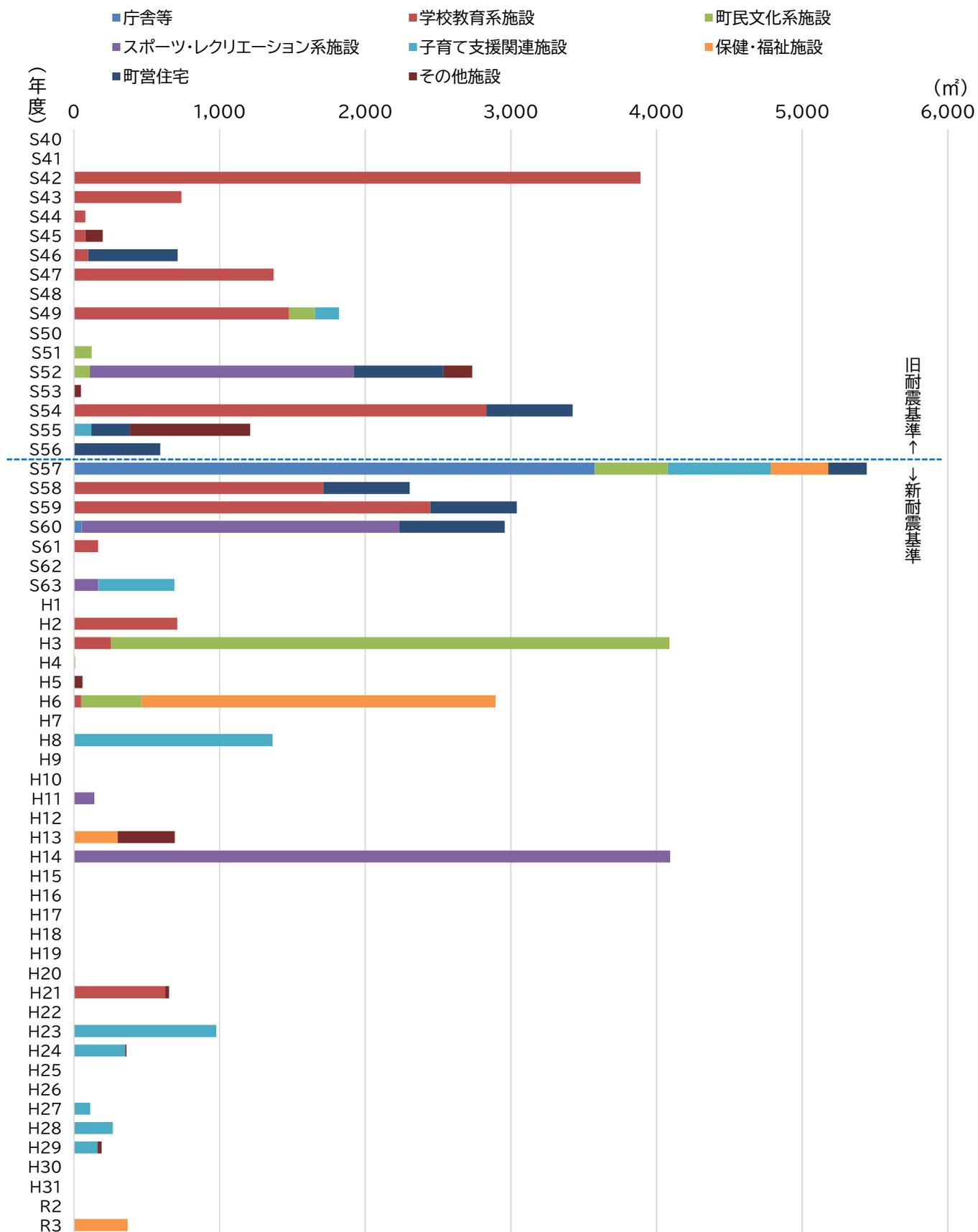


なお、旧耐震基準の建物については、現在、平成25年11月施行された「改正耐震改修促進法」により、すべての旧耐震基準建築物を「既存耐震不適格建築物」として、耐震性の確認と耐震化の努力義務が所有者に課せられています。

その中でも、不特定多数の者が利用する建築物及び避難弱者が利用する建築物のうち、一定規模以上の建築物等は、建築物の所有者に対して耐震診断の義務化が規定されています（p. 44「耐震改修促進法における規制対象一覧」参照）。

建築年度別・施設区分別にみた公共施設の延床面積は、以下のとおりです。

建築年度別・施設区分別にみた公共施設の延床面積（令和4年3月31日現在）



第3節 過去に行った対策の実績

本計画（平成28年3月）の策定以降、「千代田町保健福祉施設個別計画」（令和元年11月）を策定し、本町の保健福祉施設について計画的なマネジメントを実施しています。

施行後30年を超えて大規模改修時期を迎えていた「保健センター」のあり方について、保健福祉施設個別計画における、費用対効果の優れる総合福祉センターへの保健センター機能統合を伴う長寿命化方針に則り、「総合福祉センター」の建物を活用した改修増築工事を進め、令和3年12月に新たな「総合保健福祉センター」として供用を開始しています。

一連の対策により、保健センターでの健康推進業務や子育て支援業務と、総合福祉センターでの福祉と介護、地域福祉の業務が同センターに集約されることで保健・福祉業務の連携強化と住民の利便性向上が図られるとともに、ライフサイクルコストの低減が図られています。

第3章 財政の現状

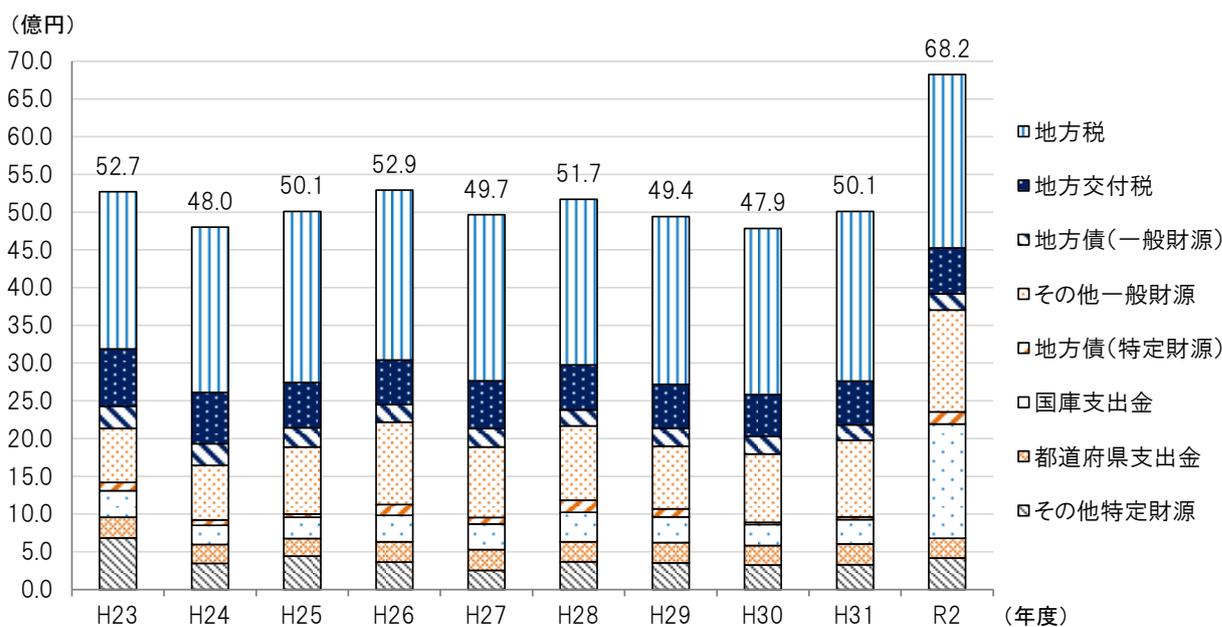
第1節 普通会計決算の推移

平成23年度から令和2年度までの普通会計決算の推移は、以下のとおりです。

歳入ベースで財政規模をみると、平成31年度までは50億円前後の規模となっていました。令和2年度では約68億円となり、前年度と比較すると約18億円増の規模となっています。増額の主なものは、特別定額給付金の費用全額として約15億円が国庫支出金として国から交付されたこと、保健センターと総合福祉センターの複合化の財源として町債を活用したことなどとなっています。

こうした財源は恒久的な財源でないこと、また地方税はこの間、ほぼ横ばいで推移していること、現下の社会経済状況から、大幅な歳入の増加は見込み難いことから、今後の財政運営はこれまで以上に厳しくなると考えられます。

歳入の推移



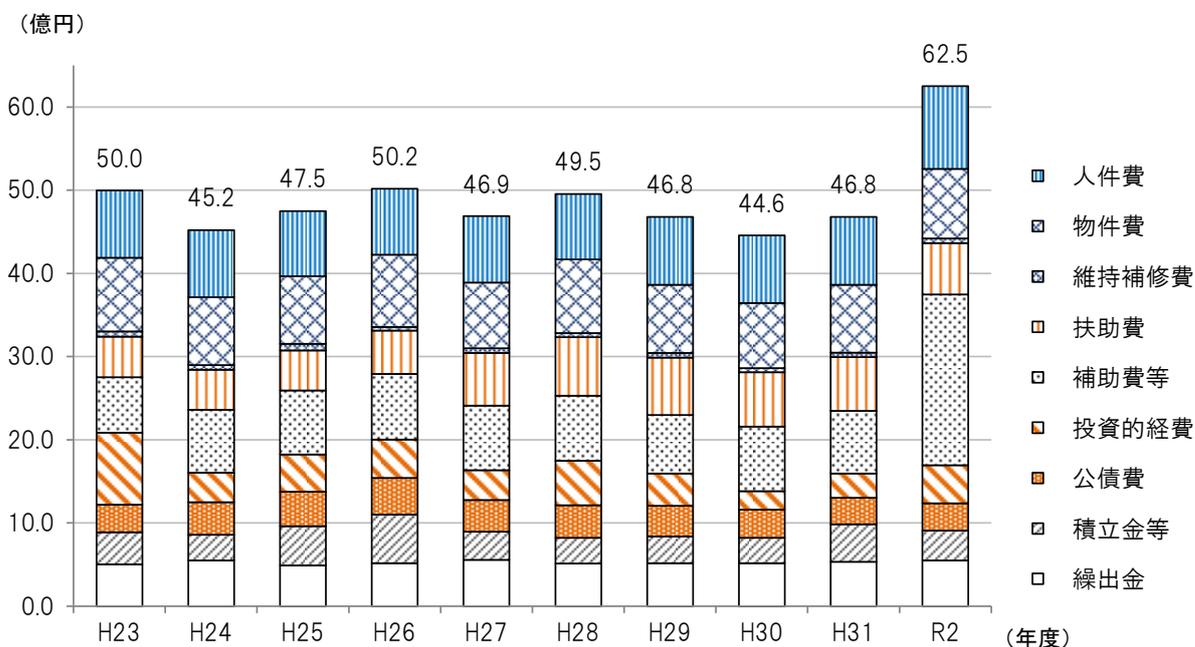
資料：地方財政状況調査

歳出は、平成 31 年度まで 40 億円台後半から 50 億円で推移していました。令和 2 年度は、特別定額給付金の給付などの新型コロナウイルス対策を実施するための補助費等が大幅に増加しました。

人件費と物件費はほぼ横ばいで推移する一方で、扶助費については、平成 29 年以降減少傾向にあります。今後も少子高齢化の進行が見込まれており、推移としては増加傾向になると見られます。

投資的経費は、年度によって上下していますが、推移としては抑制傾向となっています。また、公共施設等の効用を保全するための維持補修費は微減傾向にあります。今後は経年劣化による公共施設等の維持・補修のための費用の増加が見込めることから、より計画的な財政運営が求められます。

歳出の推移



資料：地方財政状況調査

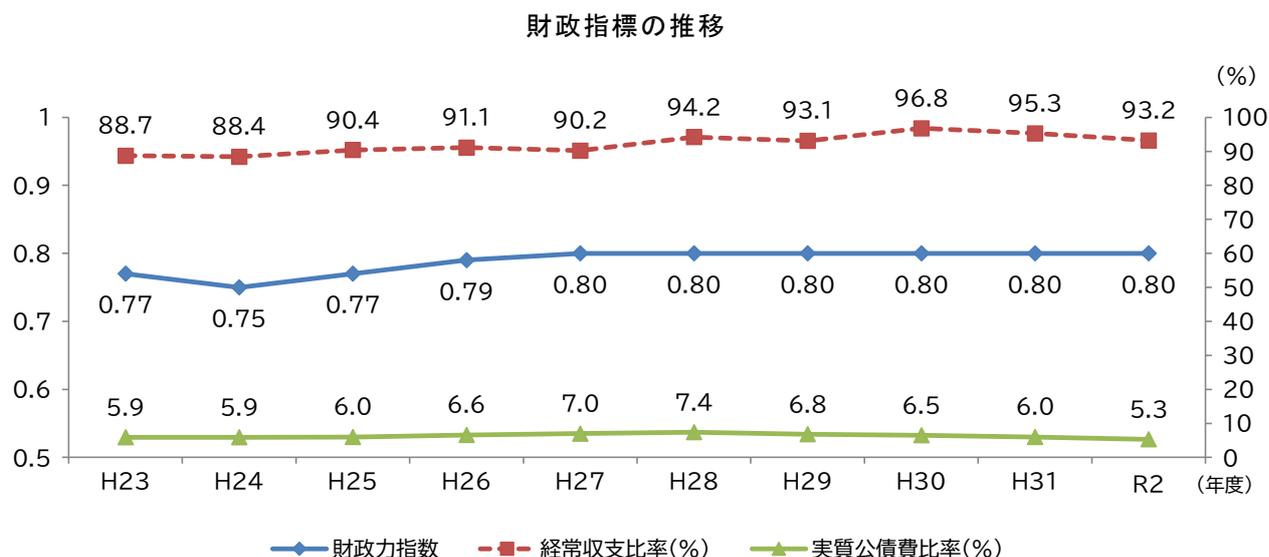
第2節 財政指標の推移

平成17年度から平成26年度までの主な財政指標の推移は、以下のとおりです。

本町の財政力指数ⁱは、平成24年度に0.75でしたが、平成25年度から徐々に改善し、平成27年度に0.80となり、令和2年度まで同水準を維持しています。

経常収支比率ⁱⁱは、平成30年度に96.8%まで上昇しましたが、平成31年度、令和2年度と徐々に低下し、改善傾向となっています。

実質公債費比率ⁱⁱⁱは、平成28年度に7.4%となっていました。その後は徐々に改善し、令和2年度は5.3%となっています。



資料：地方公共団体の主要財政指標一覧

- ⁱ 財政力指数：地方公共団体の財政力を示す指数で、地方交付税法の規定により算定した基準財政収入額を、基準財政需要額で除した数値。この値は高いほど財政力があり、財政力指数が1を超える場合、当該地方自治体内での税収入等のみを財源として円滑に行政を遂行できるとして、地方交付税交付金の不交付団体となる。
- ⁱⁱ 経常収支比率：地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出され縮減することが容易でない経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）に占める割合。この値は低いほど財政の弾力性が高く、高いほど財政が硬直化していることを示す。
- ⁱⁱⁱ 実質公債費比率：地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもの。この値は低いほど財政運営に弾力性があり、政策的に使える費用が多いことを示す。

平成31年度の有形固定資産減価償却率は、49.6%となっています。全国（63.4%）・群馬県平均（60.1%）と比較し、低い状況にありますが、近年こども園舎や学童保育所の増築を行ったことによるものです。学校施設や公営住宅など、償却が進んでいる施設も存在するため、予防保全的な観点から長寿命化に努めつつ、更新に向けた財源の確保を計画的に行っていく必要があります。

有形固定資産減価償却率の推移

	H27	H28	H29	H30	H31
有形固定資産減価償却率	42.3%	48.6%	47.5%	49.4%	49.6%

※有形固定資産減価償却率は、土地以外の償却資産（建物や工作物等）の取得価格に対する減価償却の割合です。この比率が高いほど、法定耐用年数に近い資産が多いことを示します。資産の取得からどの程度経過しているかを把握することができ、公共施設の再編等を行う際に参考となる指標です。

第3節 基金の推移

基金については、以下のとおりとなっています。

令和2年度において財政調整基金が約12億円、公共施設建設基金は約5.4億円の残高があり、直近10年間の基金総額は20億円台前半から後半で推移しています。

公共施設建設基金については、公共施設建設事業等の財源に充てるために設置された特定目的基金であり、令和2年度は約5.4億円となっています。今後も公共施設の老朽化に対応すべく積立を行っていきます。また、平成29年に町の義務教育施設の改築の財源に充てるため、千代田町義務教育施設改築基金を設置しました。

基金の直近10年間の状況

（単位：千円）

基金名 \ 年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2
財政調整基金	1,297,695	1,340,252	1,368,151	1,514,469	1,471,168	1,356,365	1,257,177	1,267,798	1,208,384	1,238,874
公共施設建設基金	461,218	511,456	639,898	674,617	681,134	627,548	638,850	629,026	664,211	544,385
減債基金	414,935	387,133	337,468	277,745	278,002	278,239	258,380	258,474	301,531	301,604
ふるさとづくり基金	18,181	13,188	13,192	13,200	13,209	13,216	8,223	10,223	11,224	13,226
緑地管理整備基金	61,664	56,687	51,730	46,753	41,781	36,805	31,818	26,825	21,830	16,832
地域福祉基金	143,843	143,942	144,051	144,165	144,277	144,394	144,469	123,532	123,572	123,602
収入印紙等購買基金	—	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
土地開発基金	200,000	200,000	200,000	—	—	—	—	—	—	—
義務教育施設改築基金	—	—	—	—	—	—	50,002	50,013	100,023	150,046
森林環境譲与税基金	—	—	—	—	—	—	—	—	492	1,536
基金総額	2,597,536	2,653,658	2,755,490	2,671,949	2,630,571	2,457,567	2,389,919	2,366,891	2,432,267	2,391,105

※収入印紙等購買基金は平成24年度に新設、土地開発基金は平成26年9月末で廃止、義務教育施設改築基金は平成29年に新設、森林環境譲与税基金は令和元年に新設

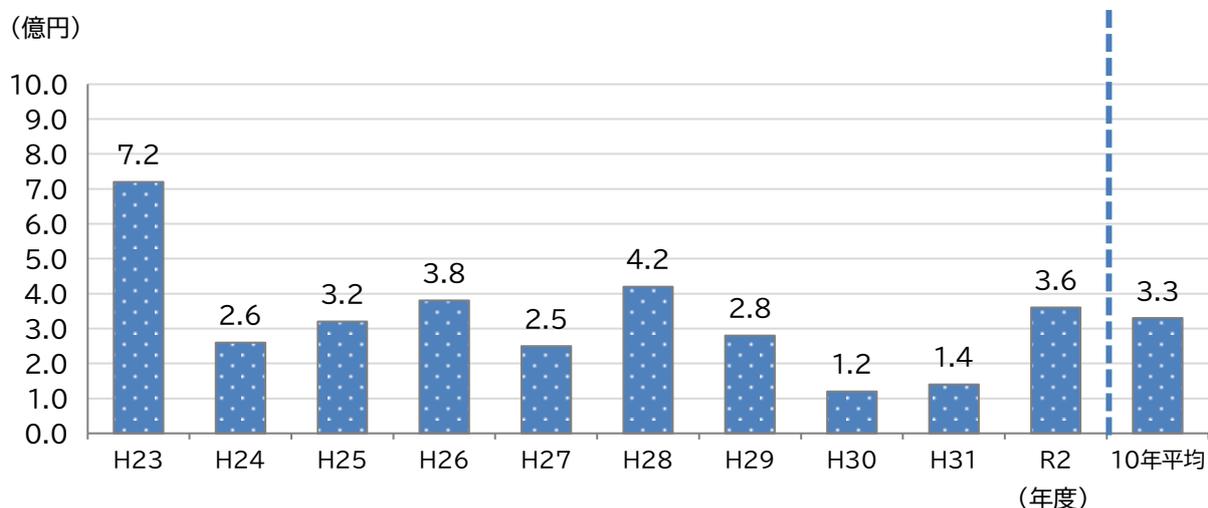
第4節 公共施設等の整備費の推移

公共施設の直近10年間の整備費の推移をみると、最も多い年が平成23年度で7.2億円、最も少ない年が平成31年度で1.3億円、1年あたり平均は3.9億円となっています。

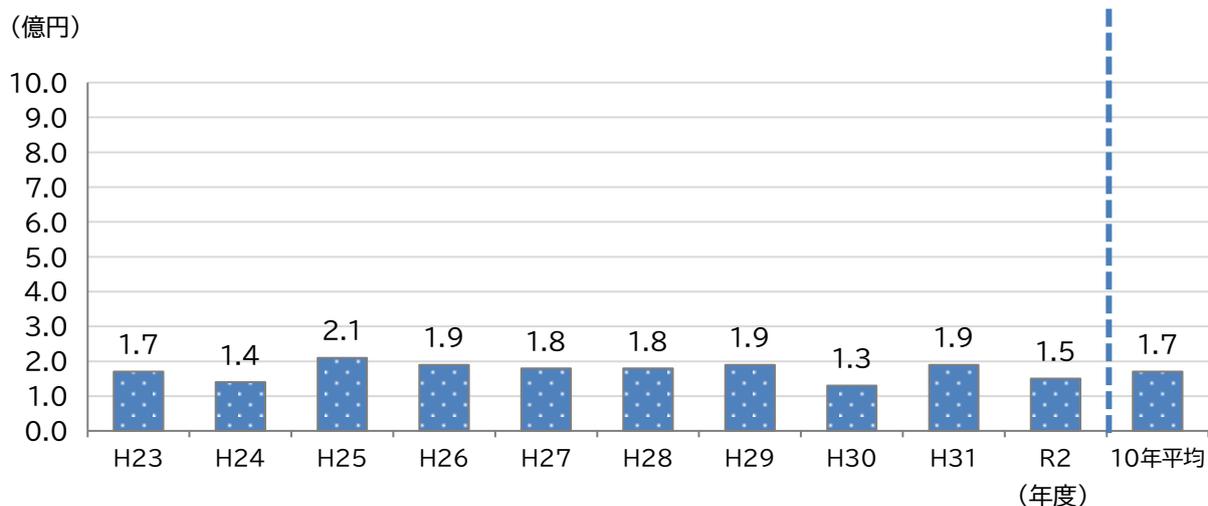
一方、道路・橋梁・下水道（インフラ）の直近10年間の整備費の推移をみると、最も多い年が平成31年度で2.3億円、最も少ない年が平成24年度と平成30年度で1.4億円、1年あたり平均は1.8億円となっています。

公共施設とインフラを合計した全体の整備費は、最も多い年が平成23年度で8.9億円、最も少ない年が平成30年度で2.8億円、1年あたり平均は5.2億円となっています。

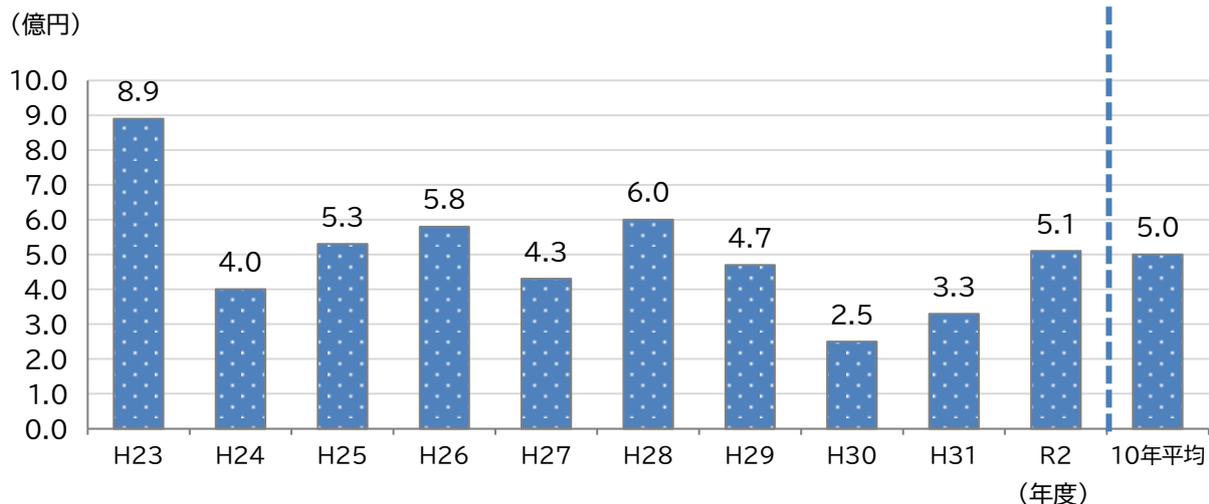
公共施設の直近10年間の整備費の推移



道路・橋梁・下水道（インフラ）の直近10年間の整備費の推移



公共施設及びインフラの直近10年間の整備費合計額の推移



資料：地方財政状況調査

第5節 公共施設等の維持管理経費

令和2年度の決算ベースにおける公共施設等の維持管理経費※は、道路が約0.5億円、橋梁・学校教育系施設・町民文化系施設が0.1億円などで、総額は年間約1.0億円となっています。

令和2年度の公共施設等の維持管理経費（単位：千円）

施設分類		維持管理経費
建築物	庁舎等	4,124
	学校教育系施設	8,961
	町民文化系施設	9,243
	スポーツ・レクリエーション系施設	5,210
	子育て支援関連施設	6,057
	保健・福祉施設	4,340
	町営住宅	2,008
	その他施設	3,647
インフラ施設	道路	48,097
	橋梁	9,847
	管路	3,058
合計		104,592

※施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修、修繕などをいう。なお、補修、修繕については、補修、修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないものをいう。

第4章 施設に対する町民の意見

第1節 アンケートの概要

本計画策定の基礎資料とするため、以下の2種類のアンケートを実施しました。

なお、集計結果は百分率(%)で表す場合、小数点第2位を四捨五入し第1位までの表記としたため、百分率の合計が100にならない場合があります。

(1) 町民アンケート(p. 45)

平成27年5月に実施した、町民2,000人対象の「千代田町総合戦略の策定にむけた地方創生に関するアンケート」(以下「町民アンケート」)の中に公共施設のあり方についての質問を設け、町民の意見を伺いました。

635件(有効回収率31.8%)の回答を得ました。

調査の対象	町内にお住まいの満18歳以上50歳未満の方2,000人
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	平成27年5月8日～5月22日

(2) 公共施設利用者アンケート(p. 46-47)

平成27年8月及び9月に、以下の公共施設にて「公共施設利用者アンケート」を実施し、各施設の利用者から合計491件の回答を得ました。

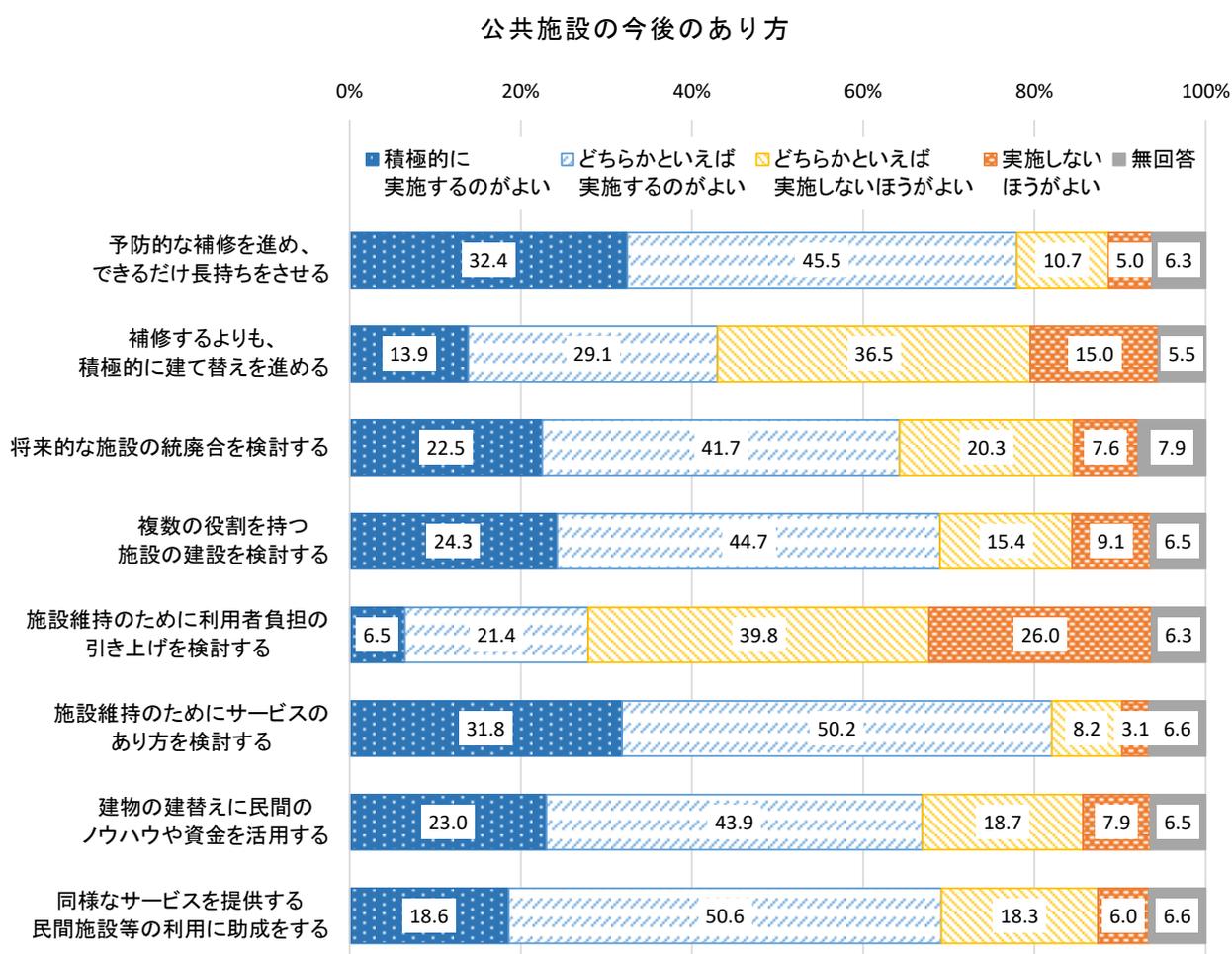
施設名	回答者数	施設名	回答者数	施設名	回答者数
役場	57	保健センター	48	町民プラザ	39
図書館	50	総合体育館	55	温水プール	73
町民体育館	39	なかさと公園	20	バーベキュー棟	5
西小学童	32	東小学童	31	児童センター	35
児童館	3	総合福祉センター	4	合計:491件	

第2節 公共施設のあり方に対するニーズ

町民アンケートでは、公共施設の今後のあり方について尋ねています。

その結果、「予防的な補修を進め、できるだけ長持ちをさせる」、「施設維持のためにサービスのあり方を検討する」を約80%の町民が「実施するのがよい」（「積極的に実施するのがよい」＋「どちらかといえば実施するのがよい」）と回答しています。

一方で「施設維持のために利用者負担の引き上げを検討する」、「補修するよりも、積極的に建替えを進める」を50%以上の町民が「実施しないほうがよい」（「どちらかといえば実施しないほうがよい」＋「実施しないほうがよい」）と回答していることから、コストをかけない施設維持の方策が求められているといえます。



資料：千代田町総合戦略の策定にむけた地方創生に関するアンケート（町民アンケート）

同様の質問を、公共施設利用者アンケートでも尋ねています（ただし、こちらの設問では3つまで回答を選べる複数回答可）。

各施設の今後のあり方について、「東小学童」以外の施設では、「現在の建物を補修しながら、出来るだけ長い間使用する」の割合が最も高くなっています。

一方で「建替えを行う」の割合が高い施設は、「東小学童」（35.5%）、「図書館」（34.0%）、「町民体育館」（25.6%）、「西小学童」（21.9%）となっています。

公共施設別の今後のあり方（トップ3）

（単位：％）

施設名	1位		2位		3位	
役場	現在の建物を補修しながら、出来るだけ長い間使用する	49.1	利用促進のため料金の引き下げ、休館日や開館時間などを検討する	21.1	施設の統廃合や複合施設の建設を検討する	12.3
保健センター	現在の建物を補修しながら、出来るだけ長い間使用する	58.3	施設の統廃合や複合施設の建設を検討する	27.1	利用促進のため料金の引き下げ、休館日や開館時間などを検討する	14.6
町民プラザ	現在の建物を補修しながら、出来るだけ長い間使用する	89.7	利用促進のため料金の引き下げ、休館日や開館時間などを検討する	20.5	同様なサービスを提供する民間施設等の利用に助成をする	15.4
図書館	現在の建物を補修しながら、出来るだけ長い間使用する	38.0	建替えを行う	34.0	施設の統廃合や複合施設の建設を検討する	24.0
総合体育館	現在の建物を補修しながら、出来るだけ長い間使用する	60.0	利用促進のため料金の引き下げ、休館日や開館時間などを検討する	21.8	・建替えを行う ・同様なサービスを提供する民間施設等の利用に助成をする	10.9
温水プール	現在の建物を補修しながら、出来るだけ長い間使用する	54.8	利用促進のため料金の引き下げ、休館日や開館時間などを検討する	30.1	同様なサービスを提供する民間施設等の利用に助成をする	19.2
町民体育館	現在の建物を補修しながら、出来るだけ長い間使用する	66.7	建替えを行う	25.6	利用促進のため料金の引き下げ、休館日や開館時間などを検討する	7.7
なかさと公園	現在の建物を補修しながら、出来るだけ長い間使用する	20.0	同様なサービスを提供する民間施設等の利用に助成をする	15.0	施設の統廃合や複合施設の建設を検討する	10.0
西小学童	現在の建物を補修しながら、出来るだけ長い間使用する	59.4	建替えを行う	21.9	施設の統廃合や複合施設の建設を検討する	15.6
東小学童	施設の統廃合や複合施設の建設を検討する	51.6	建替えを行う	35.5	現在の建物を補修しながら、出来るだけ長い間使用する	22.6
児童センター	現在の建物を補修しながら、出来るだけ長い間使用する	60.0	・建替えを行う ・施設の統廃合や複合施設の建設を検討する ・同様なサービスを提供する民間施設等の利用に助成をする			8.6

※上記の％は回答数を100としたときの値。

※バーベキュー棟、児童館、総合福祉センターについては、回答数が少ないため省略。

資料：公共施設利用者アンケート

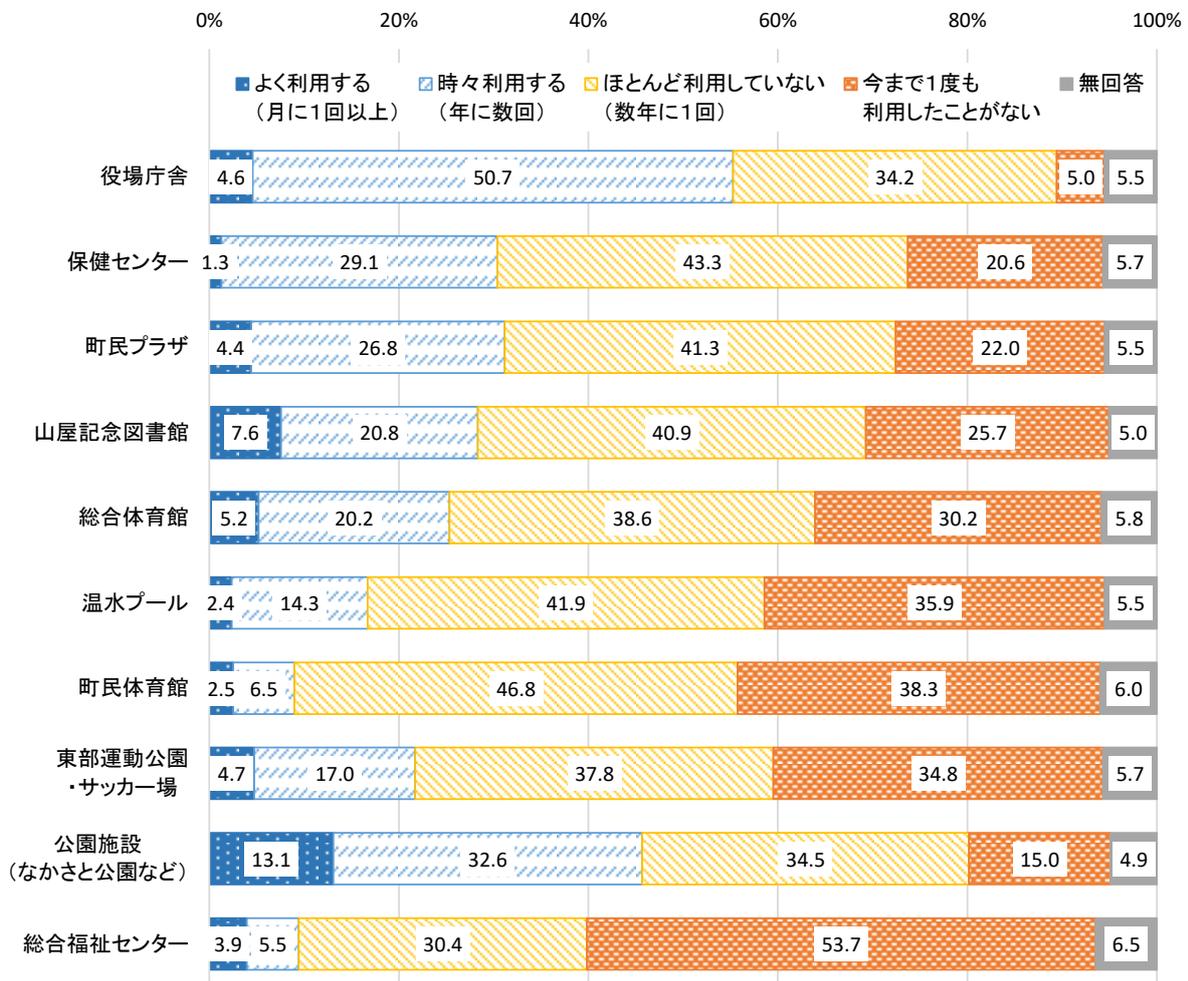
第3節 各施設の利用状況と満足度

主な公共施設の利用状況と満足度は、以下のとおりです。

町民アンケートでは、役場庁舎を除いた利用状況については、利用頻度が高い施設（「よく利用する」＋「時々利用する」）として「公園施設（なかさと公園など）」が45.7%と最も多く、次いで「町民プラザ」、「保健センター」、「山屋記念図書館」などとなっています。

一方、今まで1度も利用したことのない施設として、「総合福祉センター」が53.7%と最も多く、次いで「町民体育館」、「温水プール」、「東部運動公園・サッカー場」などとなっています。

主な公共施設の利用状況

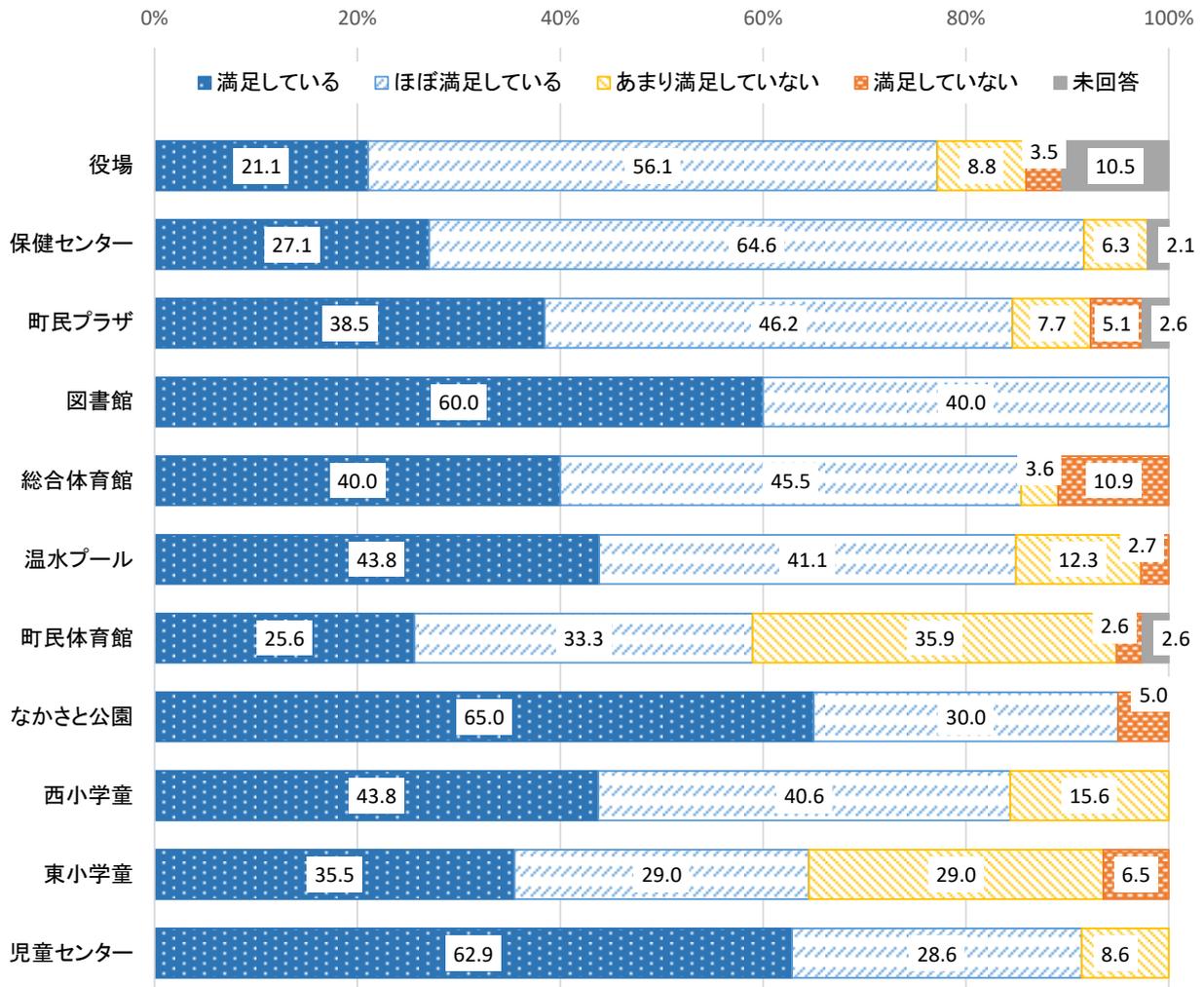


資料：千代田町総合戦略の策定にむけた地方創生に関するアンケート（町民アンケート）

公共施設利用者アンケートでは、各施設の満足度について尋ねています。

ほぼすべての施設において、利用者の方に満足をしていただいている一方で、施設に関して不満と回答した割合が高い施設（「あまり満足していない」＋「満足していない」）をみると、「町民体育館」が38.5%と最も多く、次いで「東小学童」の35.5%となっています。

主な公共施設の満足度



※バーベキュー棟、児童館、総合福祉センターについては、回答数が少ないため省略。

資料：公共施設利用者アンケート

第5章 総合管理計画の基本方針

第1節 現状や課題に関する基本認識

1 老朽化対策

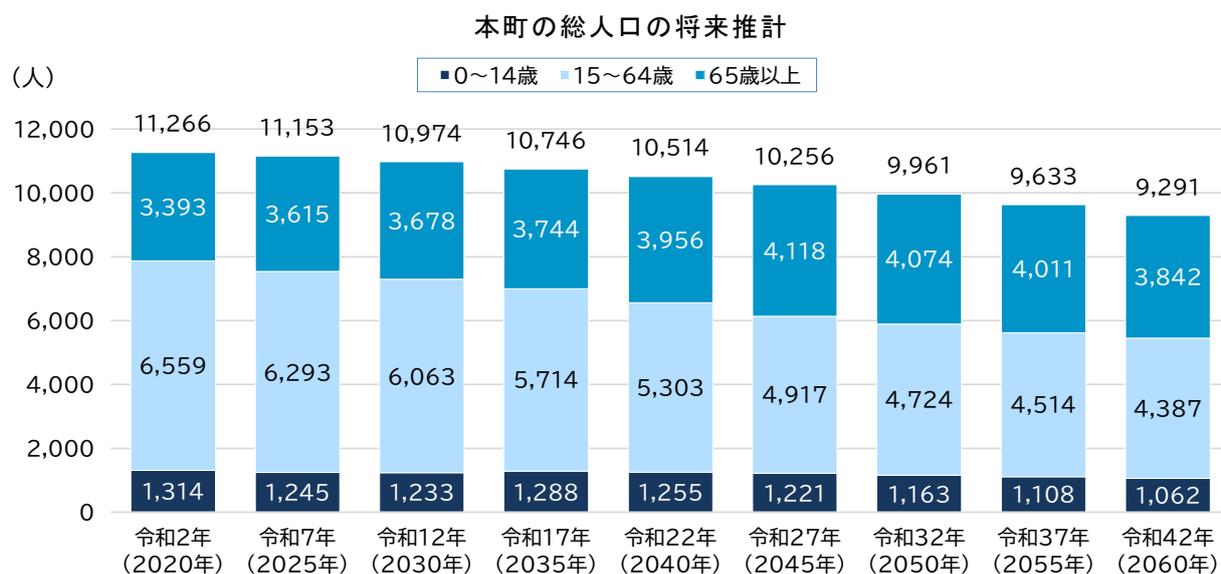
公共施設のうち、76%が築後30年を経過しており、施設の老朽化が進んでいます。特に学校教育系施設においては、耐震化済み又は耐震性有りとなっているものの、延床面積の64%が旧耐震基準の昭和56年以前の建築となっています。

このため、施設の機能と安全性を保つために、大規模改修や更新が必要となります。

2 人口減少対策

本町の人口は、令和3年10月末現在の住民基本台帳では11,122人となっています。一方、令和3年3月に策定された「千代田町第六次総合計画」では、本計画の目標年である令和17年には10,746人になることが推計されています。また、高齢化率は、令和2年では30.1%ですが、令和17年に34.8%まで上昇します。

この人口減少や高齢化に伴う住民ニーズに対応した行政サービスのあり方を検討していくことが求められています。



資料：千代田第六次総合計画

3 財源の確保

本町では、少子高齢化などに伴う税収の減少と扶助費の増加などにより、公共施設等の更新費用に必要な財源の確保は、今後厳しさを増していくことが予想されます。各施設の長寿命化などにより経費削減に努めるとともに、大規模改修や更新に必要な財源の確保にも努める必要があります。

第2節 更新に係る経費の見込み

本計画の策定に向けて、総務省が活用を推奨している更新費用ソフトを用い、本町の公共施設等の更新に係る経費の見込みを試算することとしました。

試算の前提として使用する「更新費用ソフト」は、将来の財政運営の参考にするため、将来の公共施設等の更新費用を市町村の規模にかかわらず簡便に推計できるよう開発されたもので、整備後、一定期間を過ぎた公共施設等の延床面積（インフラは整備済面積）に更新単価を乗じて推計するものです。

施設区分ごとの更新単価の考え方の詳細は次のとおりです。

公共施設については、更新のパターンを「当初時点から未実施の更新」・「築後30年経過に伴う大規模改修」・「建替え」の3つに分けています。

「当初時点から未実施の更新」とは、計画策定当初時点にすでに大規模改修や建替えが必要な築後30年を経過しているにも関わらず、それらを実施していない施設については、令和12年度までに大規模改修を順次実施するものとして、計上しています。

「築後30年経過に伴う大規模改修」とは、計画期間内に順次、築後30年を迎える施設で、築後30年経過年度に大規模改修を行うものとして計上しています。

「建替え」とは、公共施設の耐用年数を一律60年と設定し、それを経過した施設を築後60年経過年度に建替えるものとして計上しています。

道路については、区間ごとに整備していくため、年度別の算出が難しいことから、整備面積を更新年数で割った面積を1年間の更新量と仮定し、更新単価を乗じることにより更新費用を試算しています。

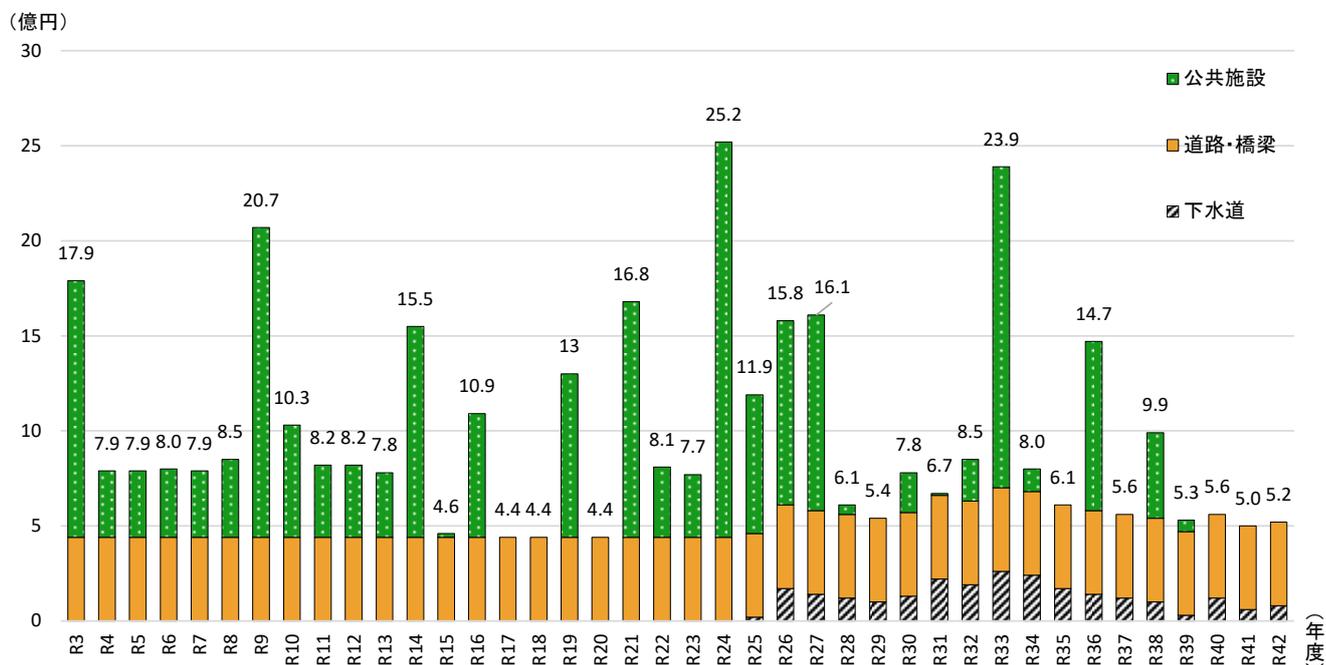
橋梁については、既に橋梁長寿命化計画が策定され、更新費用も算出されていることから、その更新費用を利用することとし、ここでの試算は行いません。

下水道については、更新年数を50年と設定し、更新年数経過後に現在と同じ長さで更新すると仮定し、管径別年度別延長に更新単価を乗じることにより更新費用を試算しています。

本町では、令和2年度末時点の状況をもとに、令和3年度～令和42年度の40年間の推計を行い、令和3年度から計画期間の令和17年度の更新費用を試算しました。

1 長期の更新費用の見込み

「更新費用ソフト」により、更新費用を試算すると、令和3年度～令和42年度の更新費用は、総額約395.9億円が必要となります。



なお、更新費用の算定に使用した単価は、以下のとおりです。

更新単価の設定

施設区分	施設分類	大規模改修単価	建替え単価
公共施設	庁舎等	25 万円/㎡	40 万円/㎡
	学校教育系施設 子育て支援関連施設	17 万円/㎡	33 万円/㎡
	町民文化系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
	スポーツ・レクリエーション系施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
	保健・福祉施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
	町営住宅	17 万円/㎡	28 万円/㎡
	その他施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡

施設区分	更新単価	
道路・橋梁	一般道路	4,700 円/㎡
	歩道・自転車道	2,700 円/㎡
	橋梁	44.8 万円/㎡
下水道	管径～250mm	6.1 万円/m
	管径 251mm～500mm	11.6 万円/m

2 事後保全ⁱ型の維持管理による更新費用の見込み

(1) 公共施設

「更新費用ソフト」により更新費用を試算すると、本計画の計画期間である令和17年度までの更新費用総額は83億円、1年当たりの更新費用は5.5億円となります。

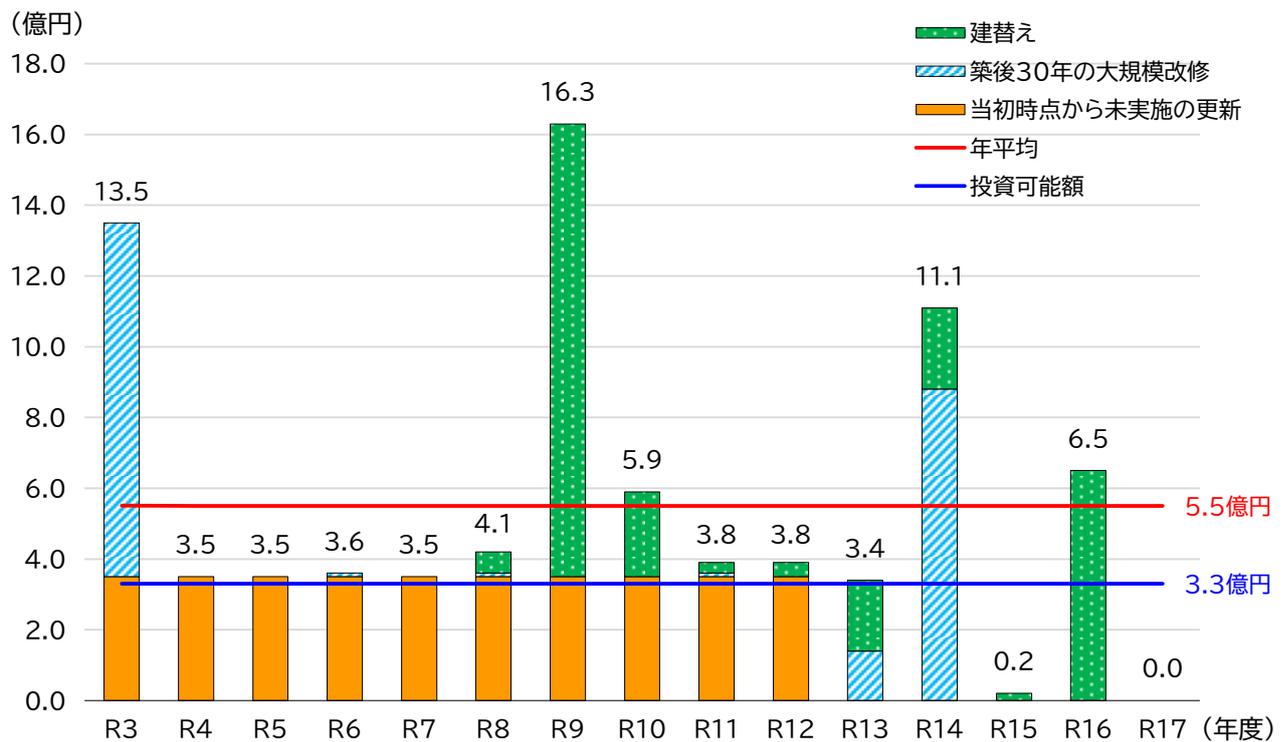
更新費用試算の内訳は、「当初時点から未実施の更新」が35.0億円、「築後30年の大規模改修」が20.5億円、「建替え」が27.5億円です。

「大規模改修」の経費が大きい年度は、令和3年度と令和14年度となっています。令和3年度は町民プラザ、令和14年度は東部運動公園の総合体育館が築後30年を超過します。

「建替え」の経費が大きい年度は、令和9年度と令和16年度となっています。令和9年度は千代田中学校、令和16年度は東小学校などが、耐用年数60年を超過します。

なお、公共施設の直近10年間の整備費（p.11参照）をみると、1年当たりの整備費が3.3億円となっています。この額を公共施設の更新に使うことができる投資可能額としてとらえた場合、上記試算結果として算出された1年当たりの更新費用の5.5億円は投資可能額の約1.7倍となり、財源が不足すると考えられます。

公共施設の更新費用の試算【事後保全型】



ⁱ 事後保全：損傷や劣化が顕在化あるいは深刻化してから補修等の対策を行う保全方法。

(2) 道路・橋梁・下水道（インフラ）

「更新費用ソフト」により、更新費用を試算すると、以下のとおりです。

道路の更新費用は、耐用年数を 50 年と設定し、整備済面積に更新単価を乗じて試算すると、令和 3 年度～令和 17 年度の更新費用総額は 61.5 億円、1 年当たりの更新費用は 4.1 億円となります。

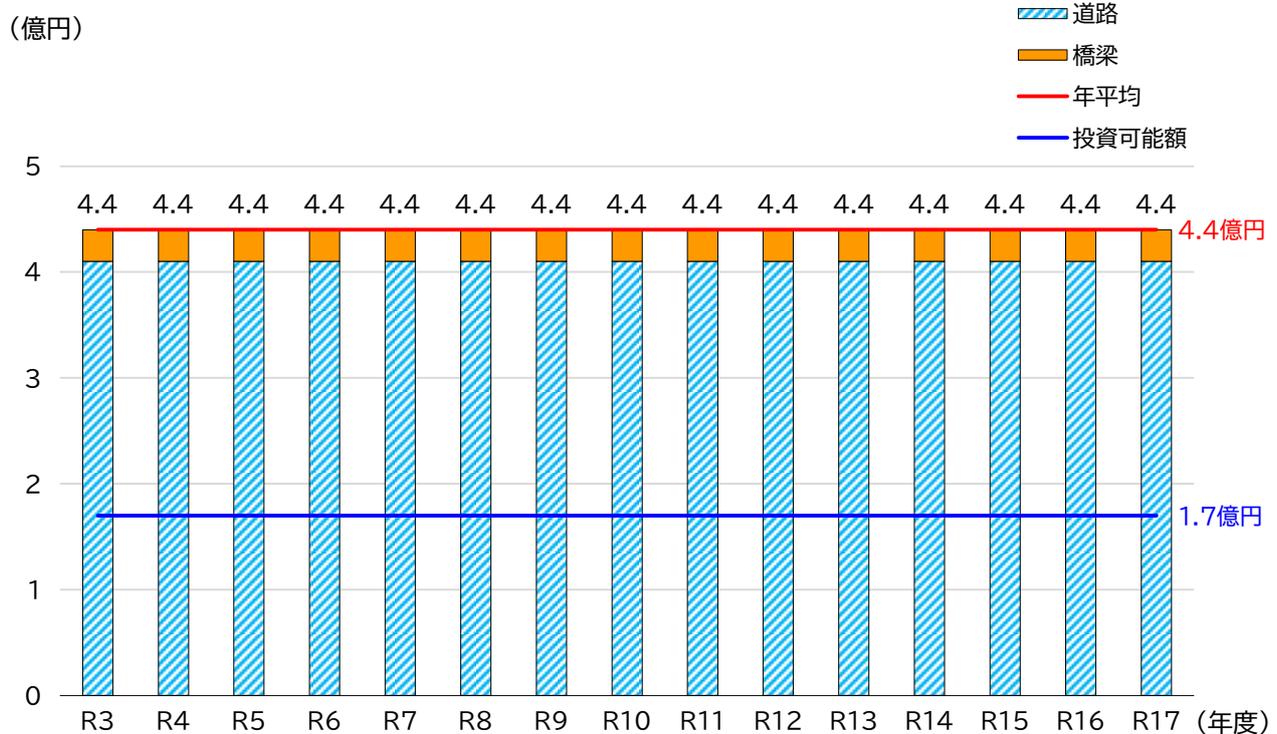
橋梁の更新費用については、令和 3 年度～令和 17 年度の更新費用総額は 4.5 億円、1 年当たりの更新費用は 0.3 億円となります。

下水道の更新費用は、耐用年数を 50 年と設定し、管径別に単価を乗じて試算すると、下水道は平成 5 年度より整備を進めていることから、令和 3 年度～令和 17 年度の計画期間内に更新する必要はなく、更新費用はかかりません。更新費用が生じ始めるのは令和 25 年度となります。

以上から、道路・橋梁・下水道の令和 3 年度～令和 17 年度の更新費用総額は 66 億円、1 年当たりの更新費用は 4.4 億円になります。

なお、道路・橋梁・下水道の直近 10 年間の整備費の推移をみると（p. 11 参照）、1 年当たりの整備費は 1.7 億円となっています。この額を投資可能額としてとらえた場合、上記試算結果として算出された 1 年当たりの更新費用 4.4 億円は投資可能額の約 2.6 倍となり、財源が不足すると考えられます。

道路・橋梁・下水道（インフラ）の更新費用の試算【事後保全型】



(3) 総括

公共施設と道路・橋梁・下水道（インフラ）を合わせると、令和3年度～令和17年度の更新費用総額は148.7億円、1年当たりの更新費用は9.9億円となります。

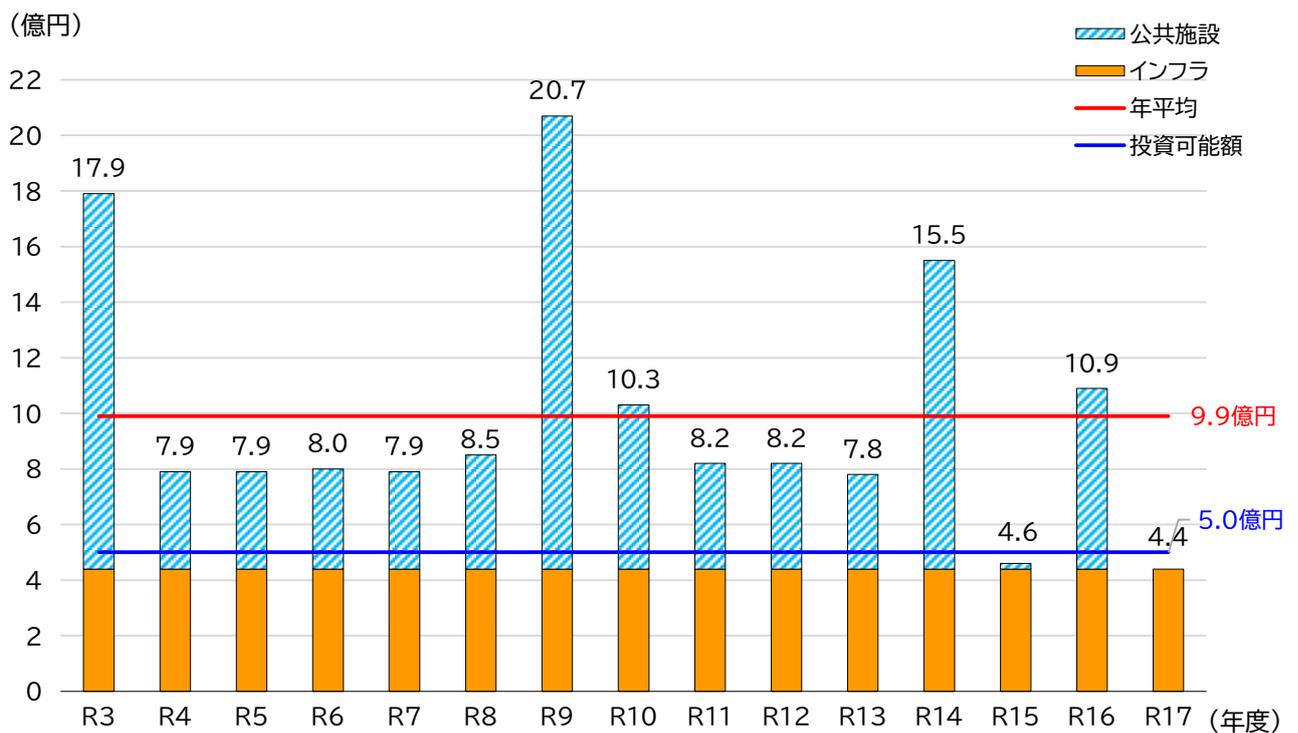
一方で、公共施設とインフラを合わせた直近10年間における1年当たりの整備費の推移（p.11参照）をみると、1年当たり整備費は5.0億円となっています。この額を投資可能額としてとらえた場合、上記試算結果として算出された9.9億円は投資可能額の約2.0倍となり、財源が不足すると考えられます。

試算結果の推移をみると、公共施設の改修費用の額の増減が、公共施設とインフラを合わせた全体の費用の増減に大きく影響していることがわかります。

令和3年度は町民プラザの大規模改修、令和9年度は千代田中学校の建替え、令和14年度は東部運動公園の総合体育館の大規模改修の費用が見込まれています。

なお、これらは、あくまで既存の公共施設・インフラの更新にかかる経費であり、今後、新規整備するものの経費は計上していません。

公共施設・インフラの更新費用の試算【事後保全型】



3 予防保全ⁱ型（長寿命化）の維持管理による更新費用の見込み

（１）公共施設

先にみたように、「更新費用ソフト」によると、公共施設の1年当たりの更新費用は5.5億円となります。一方で、公共施設の直近10年間における1年当たりの整備費は3.3億円となっています。この額を投資可能額としてとらえた場合、上記試算結果として算出された1年当たりの更新費用である5.5億円は投資可能額の約1.7倍となり、財源が不足すると考えられます。

しかし今後、更新費用を大幅に増加させることは難しく、これまでのような事後保全方式で公共施設を維持していくことは困難となります。

そこで、次のような前提に基づき、予防保全型（長寿命化）の維持管理を実施することで、今後15年間にかかる更新費用総額を抑制することとします。

- ① 公共施設の維持管理については、予防保全型（長寿命化）の改修を実施し、将来の改修費用を抑制します。
- ② 基本的に新規整備は実施せず、既存の公共施設を最大限活用します。
- ③ 既存の施設は原則的に建替えをせず、建替え時期に再度大規模改修を実施することで、耐用年数の延長を図ります。ただし、実際の建物状態、その他の社会情勢等によっては、建替えを排除するものではありません。
- ④ 改修費用や更新費用が特定の年度に集中しないように整備計画をたて、財政的な負担の平準化を図ります。
- ⑤ 学校の校舎や子育て支援関連施設、保健福祉施設、体育館、その他行政施設など、避難所としての役割などをもち公共性の高い施設については整備を優先します。
- ⑥ 令和2年度時点で未改修の公共施設として計上されていた施設について、既に大規模改修を実施した施設については、改修済みとみなし、将来の更新費用からは除外します。

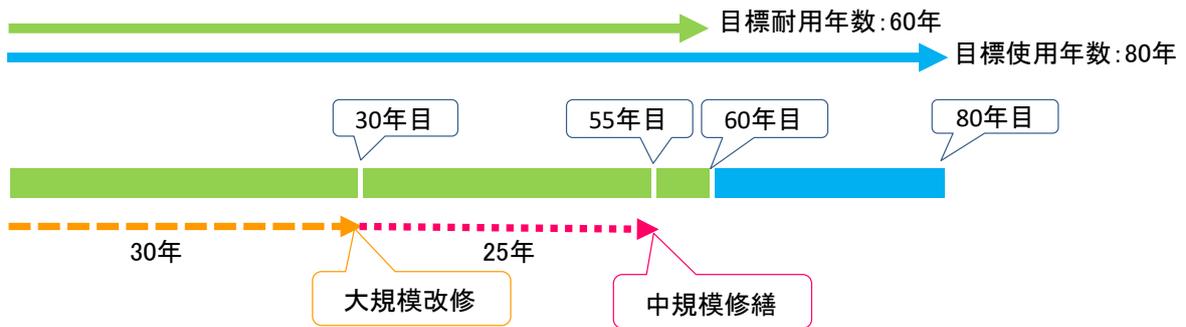
これらの前提に基づき、現存の建物をでき必要な修繕をしつつできる限り長く使用するため、目標耐用年数に到達したら機械的に更新（建替え）を実施するのではなく、建物の使用期限を延伸する長寿命化のための中規模修繕を実施することとし、令和3年度～令和17年度の更新費用の見込みを算出しました。

ⁱ 予防保全：定期点検などにより建物の機能や性能を常に把握し、劣化の状態を予測し予防的な処置を施していく保全方法。

大規模改修の時期について、鉄筋コンクリート造をはじめとする目標耐用年数が60年（目標使用年数80年）の建物は築後30年とし、木造等の目標耐用年数が40年（目標使用年数50年）の建物は築後20年と設定しました。

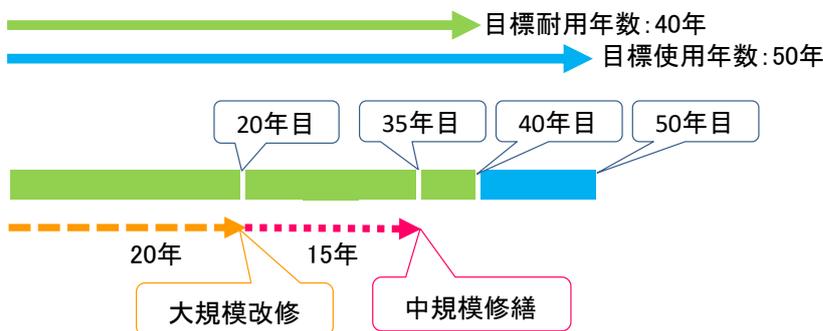
また、長寿命化のための中規模修繕については、鉄筋コンクリート造等の建物を築後55年、木造等の建物を築後35年と設定しました。

■鉄筋コンクリート造等（目標耐用年数60年）の場合



※築後30年で大規模改修、築後55年（ $80年 - 30年 = 50年$ 、残り $50年 \div 2 = 25年$ ）で中規模修繕を実施

■木造等（目標耐用年数40年）の場合



※築後20年で大規模改修、築後35年（ $50年 - 20年 = 30年$ 、残り $30年 \div 2 = 15年$ ）で中規模修繕を実施

各改修等の施設分類ごとの単価について、大規模改修と建替え単価は、「更新費用ソフト」の単価に準じることとし、中規模修繕については、更新（建替え）の3割と設定しました。

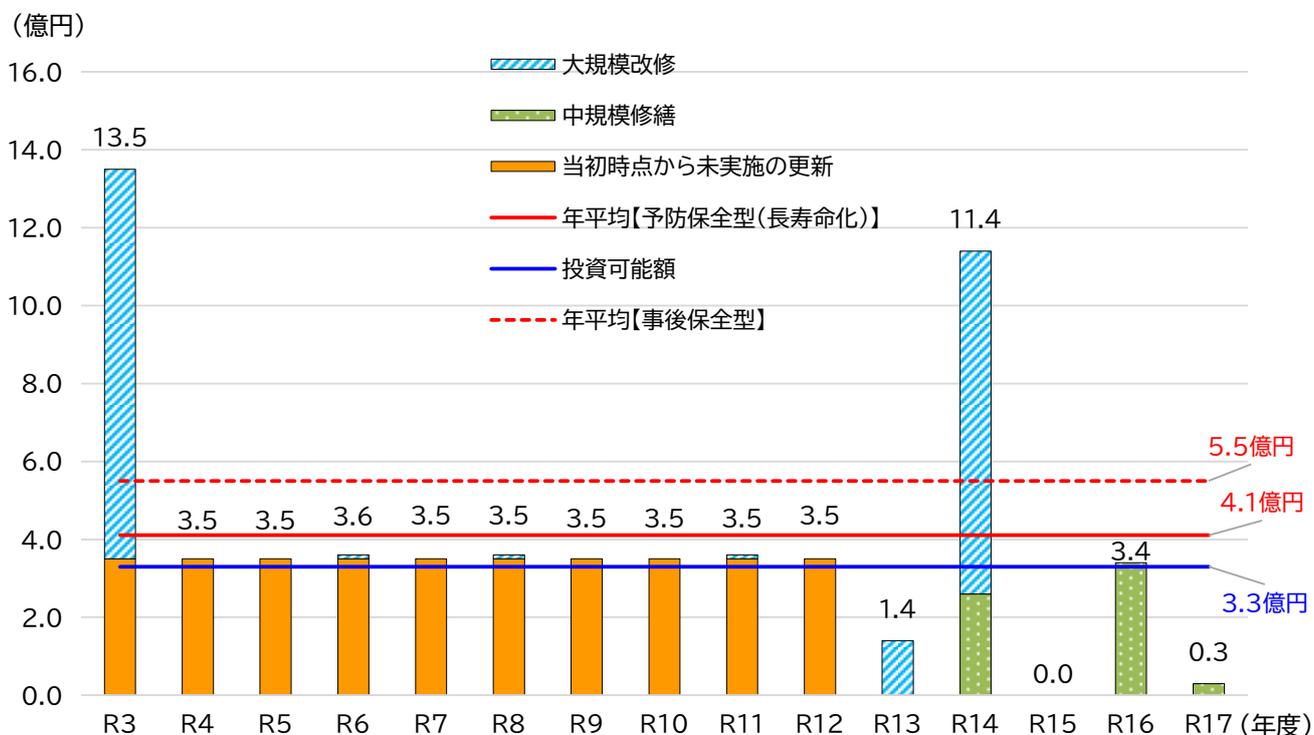
更新単価の設定

施設区分	施設分類	大規模改修単価	中規模修繕単価	建替え単価
公共施設	庁舎等	25 万円/㎡	12 万円/㎡	40 万円/㎡
	学校教育系施設 子育て支援関連施設	17 万円/㎡	10 万円/㎡	33 万円/㎡
	町民文化系施設	25 万円/㎡	12 万円/㎡	40 万円/㎡
	スポーツ・レクリエーション系 施設	20 万円/㎡	11 万円/㎡	36 万円/㎡
	保健・福祉施設	20 万円/㎡	11 万円/㎡	36 万円/㎡
	町営住宅	17 万円/㎡	10 万円/㎡	28 万円/㎡
	その他施設	20 万円/㎡	11 万円/㎡	36 万円/㎡

以上の条件のもと試算したところ、更新費用の総額は55.5億円、1年当たりの更新費用は4.1億円となります。

なお、直近10年間における1年当たりの整備費は3.3億円となっており、この額を投資可能額としてとらえた場合、上記試算結果として算出された1年当たりの更新費用を0.8億円ほど上回る額となります。今後、公共施設の大規模改修工事における工事内容の精査によるコストの縮減、公共施設建設基金などの活用による財源の確保などが求められます。

公共施設の更新費用の試算【予防保全型（長寿命化）】



(2) 道路・橋梁・下水道（インフラ）

先にみたように「更新費用ソフト」によると、道路・橋梁・下水道の令和3年度～令和17年度の更新費用は66億円、1年当たりの更新費用は4.4億円となっています。

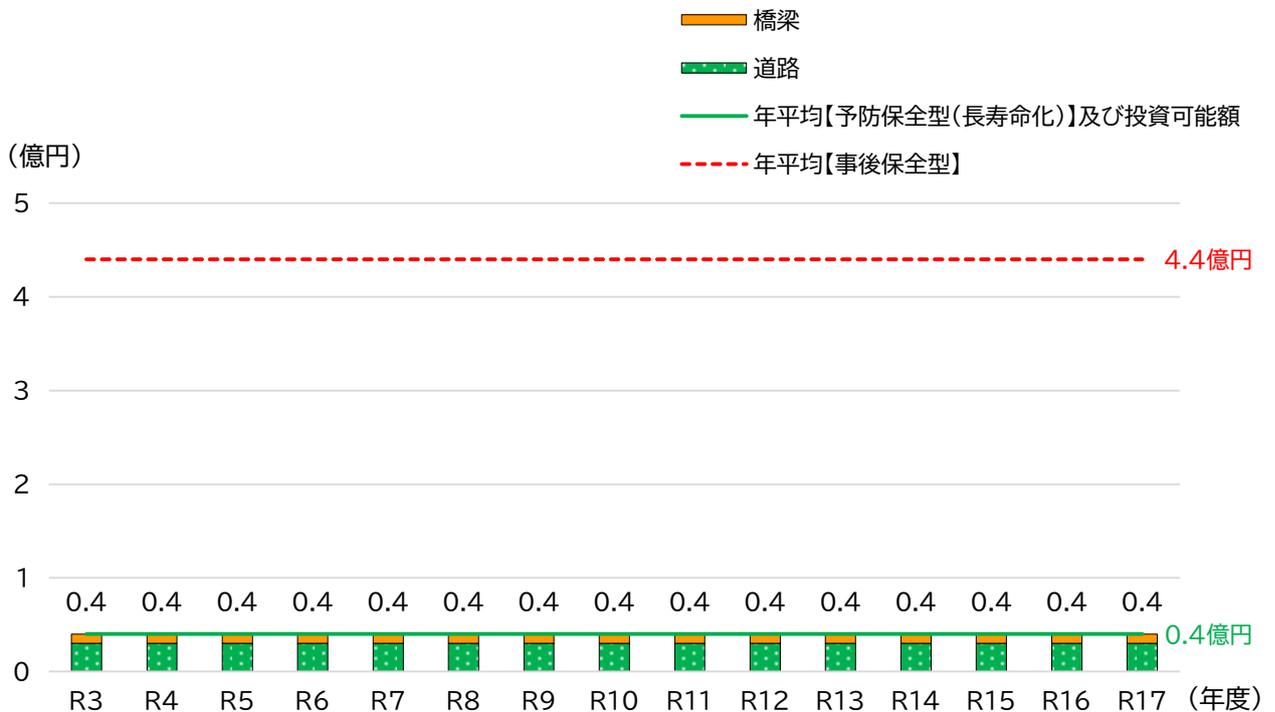
一方、道路・橋梁・下水道の直近10年間における1年当たりの整備費の推移をみると1.7億円となっており、この額を投資可能額としてとらえた場合、上記試算結果として算出された1年当たりの更新費用である4.4億円を下回ることとなり、財源が不足すると考えられます。

しかし、道路に関しては、舗装個別施設計画において、年間修繕予算として2,500万円（約0.3億円）で現状維持が可能と試算していること、また、橋梁については橋梁長寿命化修繕計画に基づき年間平均900万円（約0.1億円）で計画的に整備をしての方針であることを踏まえ、道路・橋梁については1年当たり0.1億円の整備費と設定します。

下水道については、計画期間において更新費用はかかりませんので、計画期間中の更新費用は計上しません。

以上から、道路・橋梁・下水道の令和3年度～令和17年度の更新費用総額は6億円、1年当たりの更新費用は0.4億円となります。

道路・橋梁・下水道（インフラ）の更新費用の試算【予防保全型（長寿命化）】



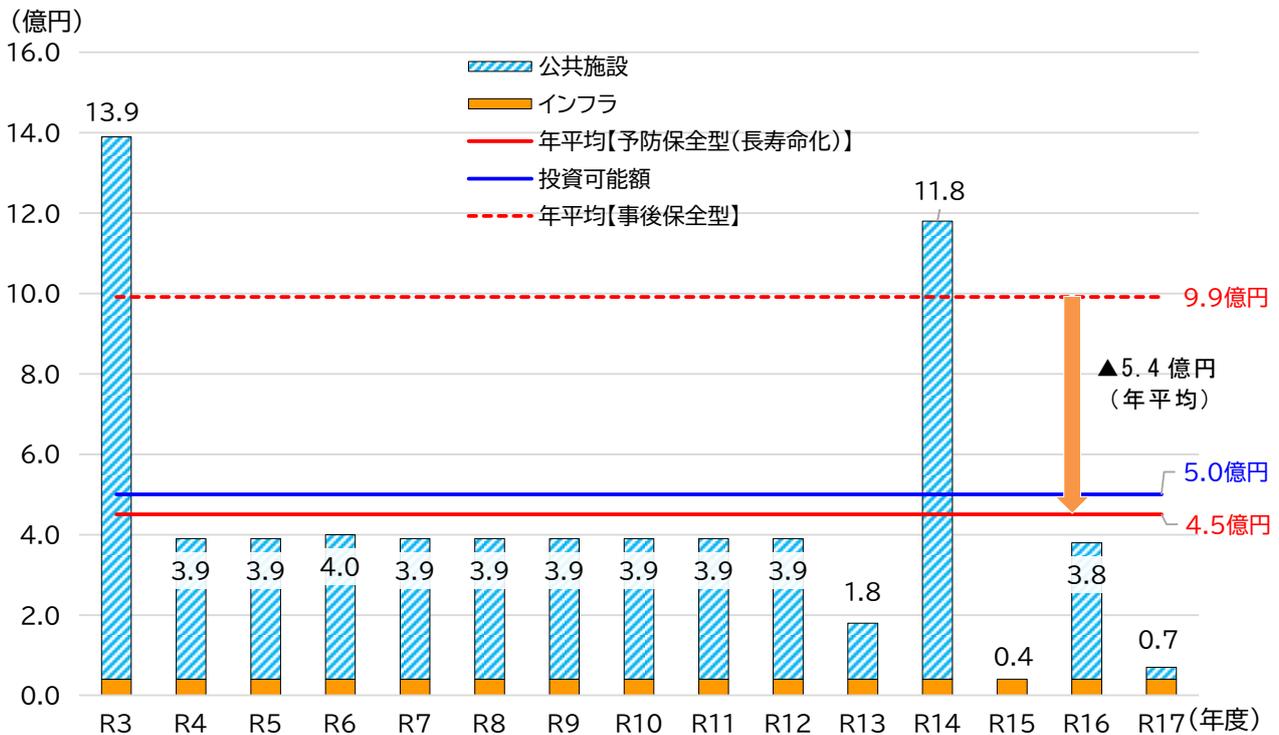
(3) 総括

予防保全型（長寿命化）の維持管理を導入した場合、公共施設と道路・橋梁・下水道（インフラ）を合わせると、令和3年度～令和17年度の更新費用総額は67.6億円、1年当たりの更新費用は4.5億円となります。

一方で、公共施設とインフラを合わせた直近10年間における1年当たりの整備費は5.0億円となっており、この額を投資可能額としてとらえた場合、上記試算結果として算出された1年当たりの更新費用である4.5億円を上回ることになり、直近10年間における1年当たりの整備費の水準で、公共施設及びインフラの更新費用をまかなう事が可能となります。

事前保全型では令和17年度までの総額148.7億円（年平均9.9億円）となりますが、予防保全型（長寿命化）では総額67.6億円（年平均4.5億円）となることから、総額で81.1億円、年平均5.4億円の削減効果が見込まれます。

公共施設・インフラの更新費用の試算【予防保全型（長寿命化）】



第3節 基本方針

本計画の基本方針として、以下の3つの基本方針を掲げます。

1 既存施設の現状維持

公共施設の多くは、不採算・非効率であっても、災害時の避難所としての役割、地域福祉向上の役割、低所得者へのセーフティネット施設としての役割など、維持更新をしていかなければならない公的な性質を持っています。

財政状況や効率的な管理運営という観点から、廃止・統廃合を検討することが求められる施設も今後出てくる可能性があります。既存施設の廃止・統廃合ありきではなく、多目的な活用を模索し、場合によっては既存施設に新たな役割を持たせるなど、既存施設の現状維持を目指していきます。

2 長寿命化による更新費用の縮減

一般に、鉄筋コンクリート造の建造物の更新時期は60年、木造は40年といわれています。また、昭和56年5月31日の建築基準法改正以前の旧耐震基準で建設された公共施設の更新も課題となっています。

さらに、道路や上下水道等のインフラ関係についても、一般的には15～20年を経過すると老朽化が進むといわれています。

本町では、現有公共施設の35%が昭和56年以前に建築された建物であり、耐震診断・耐震改修を行っていない施設も存在します。また、インフラについても長寿命化が要請されています。

財源に限りがある中で、長期的な視点で、新規投資と更新投資の両方をバランスよく推進し、公共施設等の長寿命化を図り、更新費用の縮減を目指していきます。

3 人口減少・少子高齢化時代に応じた施設整備

本町の総人口は、年々減少し、同時に年少人口の減少と高齢化も進むことが見込まれています。

一般的に人口が大きく減少する場合には、公共施設の延床面積の減少を目指していくべきと考えられますが、本町の場合、人口減少の幅がそれほど大きくはないと考えられ、本計画期間中は現状の公共施設の延床面積を維持することを目指します。

ただし、高齢者層の増加は計画期間後も続いていくことが予想され、また、子育て環境の充実を図ることは、人口減少を抑制する政策として重要であると考えられることから、既存施設に新たな役割を持たせるなど検討し、時代に応じた施設整備については、積極的に検討・実施していきます。

第4節 公共施設等の適正な管理のあり方

公共施設等の適正な管理に向け、以下の8つのあり方を掲げます。

1 点検・診断等の適正な実施

公共施設等の点検には、施設管理者による日常点検と、法に基づく定期点検、災害や事故発生等による緊急点検があります。

特に、橋梁等道路施設については、平成26年7月1日の道路法改正により、すべての橋梁等について、国土交通省が定めた点検実施要領に基づく5年に1度の近接目視による定期点検が義務化され、群馬県では「群馬県メンテナンス協議会」を設立し、県内すべての市町村において健全度調査を実施することとなっています。

これらの点検・診断により、各施設の現状を適切に把握するとともに、点検・診断結果を管理し、点検・診断履歴の蓄積を図ります。

2 維持管理・修繕・更新等の適正な実施

公共施設等の維持管理・修繕・更新等には、多額の経費が必要であるため、点検・診断結果等をもとに事業の優先順位を定め、予算の平準化を図ります。

施設の更新にあたっては、PPPⁱ、PFIⁱⁱといった民間活力の導入を検討するとともに、近隣市町との広域行政による設置や相互利用を検討します。

3 安全の確保

多くの人々が利用する公共施設等については、安全を最優先とした整備と管理運営に努めます。

特に大規模改修の目安となる築後30年を超える公共施設について、計画的に耐震改修、用途廃止、更新などを進めるとともに、陥没、損傷など、生命・身体に危険を及ぼす可能性が判明した場合には、速やかに立入制限、応急修繕などの措置を講じ、安全の確保を図ります。

4 ユニバーサルデザイン化の推進

施設等の大規模改修等を行う際には、誰もが安全に、安心して、円滑かつ快適に利用できるようにユニバーサルデザイン化を推進します。

ⁱ PPP：パブリック・プライベート・パートナーシップ。公民が連携して公共サービスの提供を行うことで、PFI、指定管理者制度、公設民営方式等がある。

ⁱⁱ PFI：プライベート・ファイナンス・イニシアティブ。設計、建設、維持管理、運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を行うしくみ。

5 耐震化の推進

本町には、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された旧耐震基準の建物が、延床面積ベースで全体の 35%あり、そのうち耐震化が未実施の建物が 7.0%残っています。これらの建物については、法的には耐震化は努力義務となっていますが、災害時に避難所となっている建物が多いことから、必要に応じて耐震化を推進します。

6 長寿命化の推進

損傷が明らかになってから修繕等を行う「事後保全型」の維持管理ではなく、修繕等を計画的に行う「予防保全型」の維持管理を基本に、健全な状態を維持しながら公共施設等の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減に努めます。

また、新たに施設を建設する際には、ライフサイクルコストを念頭に入れた長期間利用できる仕様について、設計段階から検討します。

7 統廃合や廃止の適正な実施

本町も人口減少時代を迎える中で、人口規模や財政規模にあった公共施設等の維持・整備による健全財政の推進を、多くの町民が望んでいます。

一方、公共施設等には、災害時の避難所・避難路など、効率性だけで判断できない公益性があり、また、当該公共施設を現に利用している町民にとっては、サービスの低下が懸念されます。

こうした点を総合的に勘案した上で、原則的には、現状の公共施設を維持し、行政サービスの現状維持に努めます。そのため、統廃合や廃止は必要最小限にとどめます。

また、施設更新の際は、単一機能での施設の建替えではなく、機能集約・複合化を検討します。

8 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築

公共施設等の総合的かつ計画的な管理に向けて、担当課局だけではなく、全庁的な情報共有体制、取り組み体制の構築を図るとともに、職員研修等を通じて、3つの基本方針と7つの公共施設等の適正な管理のあり方について、職員への周知に努めます。

第6章 施設類型ごとの基本方針

これまでみてきた公共施設・インフラの現状や町民の意見などに基づき、本計画の各公共施設等の施設類型ごとの基本方針として、以下のとおり掲げます。

第1節 公共施設

1 庁舎等

役場庁舎については築後 30 年以上経過しており、大規模改修の時期を迎えています。さらに令和 24 年には築 60 年を超え、建替えの時期を迎えます。

建物の状態に応じて対応策を検討しつつも、可能な限り新規整備は行わず、予防保全的補修を実施することで、長寿命化を図ります。

2 学校教育系施設

15 歳未満の年少人口は、令和 2 年の約 1,300 人から 20 年後の令和 17 年には約 1,280 人程度へと減少することが見込まれています。しかしながら、小学校や中学校は、子どもたちの学びの場としての役割のみならず、地域活動が実際に行われている場であるとともに、地域コミュニティを統合する象徴的存在としての役割も果たしています。

このため、小中学校については、本計画期間中において、基本的に現状の小学校 2 校、中学校 1 校の体制を維持していきます。ただし、実際の年少人口の推移や、社会情勢のあり方に応じて、統廃合等の可能性を排除するものではありません。

校舎については、中学校は令和 9 年度、東小学校は令和 16 年度、西小学校は令和 21 年度に築後 60 年を超え、建替え時期を迎えますが、予防保全的補修を実施することで、長寿命化を図ります。

3 町民文化系施設

町民プラザと山屋記念図書館は新耐震基準によって建築されています。また公共施設利用者アンケートでも町民プラザは約 85%、図書館についてはすべての利用者が満足（「満足している」と「ほぼ満足している」の合計）していることから、現在の建物をできるだけ長く使用できるよう、予防保全的補修を実施することで、長寿命化を図ります。

集会所については、5 か所のうち 3 か所が旧耐震基準で建築されており、また、築後 40 年前後経過していることから、耐震化及び大規模改修の時期を迎えています。これらの施設については、原則的に順次耐震化及び大規模改修を進めていきます。

4 スポーツ・レクリエーション系施設

町民体育館及び温水プールについては、大規模改修を実施済みであり、予防保全的補修を実施することで、長寿命化を図ります。

東部運動公園の総合体育館については、令和 14 年度に大規模改修の時期を迎えることとなります。

スポーツ・レクリエーション系施設については、町民の利用頻度が高い公共施設であり、同時に避難所・避難場所としての役割も担うことから、施設・設備の予防保全的補修を実施することで、長寿命化を図ります。

5 子育て支援関連施設

こども園については、東西こども園ともに大規模改修を実施済みであり、西こども園の南園舎は平成 23 年度に新築、北園舎の東側は平成 28 年度に増築をしています。学童クラブについては、西小学童クラブは主要な建物を平成 24 年度に新築し、東小学童クラブは平成 29 年度に新築しています。

これらの子育て支援関連施設は、子どもの命を預かる大切な施設であることから、また今後の保育情勢を鑑みながら、建物の予防保全的補修や改修等を実施することで、長寿命化を図ります。

6 保健・福祉施設

保健センターについては、令和 3 年度末までに取り壊す予定となっています。

総合福祉センターについては、令和 2 年 2 月から改修増築を進め、令和 3 年 12 月に「千代田町総合保健福祉センター」としてリニューアルオープンしました。新しくなった総合保健福祉センターでは、保健センター・住民福祉課福祉部門・社会福祉協議会が一つの施設に集約され、制度の隙間課題や一つの課では対応できない複雑な相談などに、一つの窓口で包括的に対応できるようになりました。

自立支援サービスセンターについては、令和 13 年度に大規模改修の時期を迎えます。

これらの保健・福祉施設については、町民の健康と福祉向上に大きく係わる施設であるため、予防保全的補修を実施することで、長寿命化を図ります。

7 町営住宅

町営住宅長良団地及び里東団地については、平成 23 年度に「千代田町公営住宅長寿命化計画」を策定しており、この長寿命化計画に沿って予防保全的補修を実施することで、長寿命化を図ります。

8 その他施設

行政財産として、生活排水の集合処理施設であるコミュニティプラント 1 か所、普

通財産として、防災倉庫も含めると倉庫6か所、赤岩渡船待合所1か所、公衆トイレ3か所、旧西保育園の園舎を所有しています。

コミュニティプラントについては、計画的な予防保全的補修を実施することで、長寿命化を図ります。

第2節 道路・橋梁

道路については、維持更新投資が重要であることから、毎年、維持更新投資のための予算確保を図り、路面の損傷状況などを踏まえながら、更新事業を実施していきます。

橋梁については、平成24年度に「千代田町橋梁長寿命化修繕計画」（平成30年3月改定）を策定しており、この計画に基づいた修繕を実施していきます。

第3節 下水道

公共下水道は、平成5年度から整備を開始しているため、本計画の計画期間内に下水管渠が更新対象となることはありませんが、国や県、周辺自治体の動向を勘案し、予防保全的補修を実施することで、長寿命化を図ります。

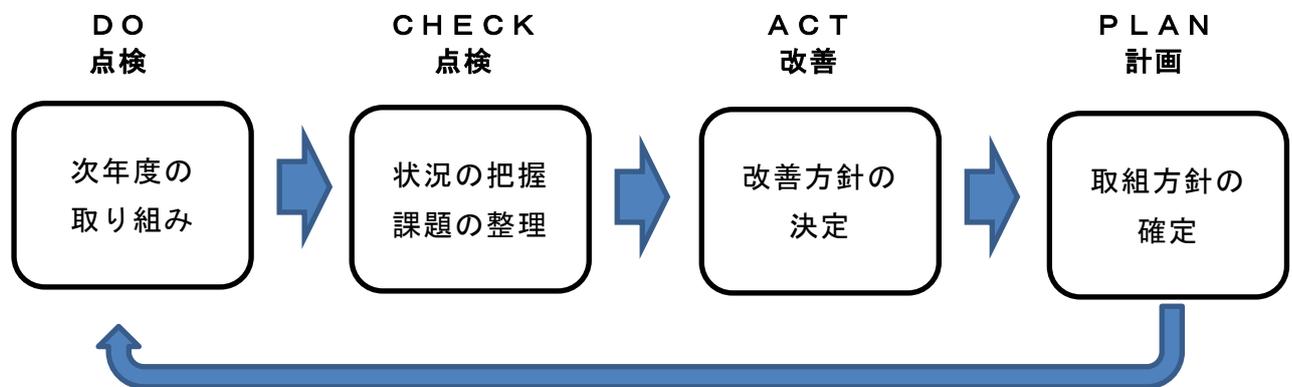
第7章 フォローアップの方針

第1節 計画の進行管理

本計画のフォローアップについては、P D C Aのマネジメントサイクルに沿って行います。企画財政課が中心となり、各施設を所管する課に取り組み状況を照会し、結果を集約します。

この結果から課題の整理を行い、本計画や個別施策・事業の改善方針を決定し、次年度の取り組みにつなげていきます。

計画の進行管理の流れ



第2節 町民ニーズの把握と町民への情報提供

公共施設等の総合管理は、税等の財源の最適配分に関わる事項であり、町民に正確な情報を伝え、町民ニーズに沿って実行していく必要があります。

このため、町民に対し、広報紙、ホームページ等で、本計画の推進状況や、各公共施設等の更新の方針等を情報提供していくとともに、アンケート、パブリックコメントなど、様々な手法により、適宜、町民ニーズの把握に努めます。

資料編

1 公共施設等一覧（令和4年3月31日現在）

（1）庁舎等

施設名	敷地内棟数	代表建築年度	建物総延床面積(m ²)	備考
千代田町役場	3	昭和57年度	3,629	

（2）学校教育系施設（幼稚園を除く）

施設名	敷地内棟数	代表建築年度	建物総延床面積(m ²)	備考
東小学校	8	昭和49年度	4,006	耐震化済み
西小学校	6	昭和54年度	6,041	耐震化済み
千代田中学校	10	昭和42年度	5,803	耐震化済み
学校給食共同調理場	1	平成2年度	680	

（3）町民文化系施設

施設名	敷地内棟数	代表建築年度	建物総延床面積(m ²)	備考
町民プラザ	2	平成3年度	3,846	
山屋記念図書館	1	昭和57年度	500	
福島集会所	1	昭和49年度	178	
大日集会所	1	昭和51年度	122	
中天神原集会所	1	昭和52年度	111	
桧内集会所	1	平成6年度	185	
中島集会所	1	平成5年度	232	

（4）スポーツ・レクリエーション系施設

施設名	敷地内棟数	代表建築年度	建物総延床面積(m ²)	備考
町民体育館	1	昭和52年度	1,812	耐震性有
温水プール	1	昭和60年度	2,179	
東部運動公園 (総合体育館・コミュニティセンター)	2	平成14年度	4,260	
なかさと公園管理棟	1	平成11年度	140	

(5) 子育て支援関連施設

施設名	敷地内棟数	代表建築年度	建物総延床面積(m ²)	備考
東こども園	1	昭和 57 年度	705	
西こども園	2	平成 8 年度	2,620	
千代田町児童館(陽だまり交流館)	1	昭和 63 年度	524	
西小学童クラブ	4	平成 24 年度	739	
東小学童クラブ	1	平成 29 年度	162	

(6) 保健・福祉施設

施設名	敷地内棟数	代表建築年度	建物総延床面積(m ²)	備考
総合保健福祉センター	1	平成 6 年度	2,797	
自立支援サービスセンター	1	平成 13 年度	300	
地域活動支援センター	1	昭和 57 年度	396	

(7) 町営住宅

施設名	敷地内棟数	敷地内戸数	代表建築年度	建物総延床面積(m ²)	備考
町営住宅長良団地	4	24	昭和 46 年度	1,228	耐震性有
町営住宅里東団地	14	55	昭和 54 年度	3,629	耐震性有

(8) その他施設

施設名	敷地内棟数	代表建築年度	建物総延床面積(m ²)	備考
舞木倉庫	1	昭和 45 年度	120	
舞木倉庫(プレハブ)	1	平成 5 年度	59	
福島農機具倉庫	1	昭和 52 年度	77	
中島農機具倉庫	1	昭和 52 年度	119	
大日農機具倉庫	1	昭和 53 年度	48	
赤岩渡船待合所	1	平成 21 年度	12	
赤岩地先利根川堤防トイレ	1	平成 21 年度	7	
瀬戸井地先利根川堤防トイレ	1	平成 24 年度	8	
舞木駒形公園トイレ	1	平成 21 年度	8	
コミュニティプラント	2	平成 13 年度	392	
防災倉庫	2	平成 29 年度	29	
旧西保育園	1	昭和 55 年度	825	

主要な建築年度別公共施設名一覧

S42	千代田中学校本校舎				
S43	千代田中学校体育館				
S44					
S45	舞木倉庫				
S46	町営住宅長良団地				
S47	東小学校体育館	西小学校体育館			
S48					
S49	東小学校北側校舎	福島集会所			
S50					
S51	大日集会所				
S52	町営住宅長良団地	中天神原集会所	千代田町民体育館	中島農機具倉庫	福島農機具倉庫
S53	大日農機具倉庫				
S54	西小学校北側校舎	町営住宅里東団地			
S55	町営住宅里東団地	旧西保育園			
S56	町営住宅里東団地				
S57	町営住宅里東団地	山屋記念図書館	児童館	東こども園(前東保育園)	千代田町役場庁舎
S58	東小学校南側校舎	町営住宅里東団地			
S59	西小学校南側校舎	町営住宅里東団地	※保健センター		
S60	町営住宅里東団地	温水プール			
S61					
S62					
S63	東部運動公園コミュニティセンター	旧東幼稚園			
H元					
H2	学校給食共同調理場				
H3	町民プラザ				
H4					
H5	舞木倉庫(プレハブ倉庫)	中島集会所			
H6	楡内集会所	※総合福祉センター			
H7					
H8	西こども園				
H9					
H10					
H11	なかさと公園管理棟				
H12					
H13	自立支援サービスセンター	コミュニティプラント			
H14	東部運動公園総合体育館				
H15					
H16					
H17					
H18					
H19					
H20					
H21	千代田中学校武道館	赤岩渡船待合所	赤岩地先利根川堤防トイレ	舞木駒形公園トイレ	
H22					
H23	西こども園				
H24	西小学童クラブ	瀬戸井地先利根川堤防トイレ			
H25					
H26					
H27	西小学童クラブ				
H28					
H29	東小学童クラブ	防災倉庫			
H31					
R2					
R3	※総合保健福祉センター				

(年度)

※令和3年度築の「総合保健福祉センター」は「総合福祉センター」(平成6年築)に「保健センター」の機能を統合し、増築・長寿命化を図り複合施設としてリニューアルオープンしました。なお、保健センター(昭和59年築)については、令和3年度末までに取り壊す予定となっています。

インフラ施設

(1) 町道と町保有の橋梁（令和3年4月1日現在）

項目	一級幹線道	二級幹線道	その他の町道	合計
町道実延長	11,046m	29,792m	211,735m	257,921m

橋梁総延長	865m
-------	------

(2) 下水道（令和2年3月31日現在）

項目	公共下水道
総延長	26,060m
普及率	28.6%
接続率	60.5%

3 普通会計決算推移の内訳

(1) 歳入の推移(p.8)

(単位：千円)

項目名	年度									
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2
地方税	2,082,772	2,191,510	2,265,202	2,254,165	2,202,173	2,193,966	2,225,162	2,203,252	2,249,312	2,297,437
地方交付税	757,491	678,190	602,091	588,020	634,440	598,716	582,614	555,098	579,877	608,946
地方債 (一般財源)	295,800	286,938	255,221	233,413	243,103	210,856	234,362	231,355	204,886	214,805
その他 一般財源	715,782	723,694	884,667	1,093,370	932,280	985,550	831,755	904,883	1,015,521	1,347,547
地方債 (特定財源)	109,000	71,300	45,200	140,800	86,200	159,500	107,000	28,100	34,900	159,800
国庫支出金	353,303	255,448	283,274	352,891	341,852	391,666	340,856	279,823	322,191	1,517,365
都道府県支出金	274,393	250,790	230,049	265,755	274,704	264,239	266,847	258,668	276,492	258,293
その他 特定財源	682,071	344,724	444,075	365,370	252,591	367,973	353,843	324,550	328,119	418,992
歳入合計	5,270,612	4,802,594	5,009,779	5,293,784	4,967,343	5,172,466	4,942,439	4,785,729	5,011,298	6,823,185

(2) 歳出の推移(p.9)

(単位：千円)

年度 項目名	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2
人件費	807,486	807,365	783,526	795,413	799,512	785,721	814,722	810,671	815,580	994,938
物件費	887,383	817,147	813,541	867,480	786,478	885,582	820,012	782,304	816,034	835,059
維持補修費	62,347	55,890	79,419	43,255	58,651	49,454	55,229	49,883	52,423	59,096
扶助費	485,794	481,234	480,674	522,465	632,665	705,181	691,609	656,432	646,897	617,159
補助費等	668,152	755,855	770,078	788,200	777,709	781,176	700,661	774,009	753,837	2,052,638
投資的経費	865,170	353,312	445,329	460,704	358,356	534,539	391,172	221,861	290,535	456,953
公債費	331,818	391,971	416,088	442,128	379,323	391,459	367,318	340,004	319,691	330,214
積立金等	386,371	310,473	470,444	585,101	340,289	307,551	319,844	303,920	452,385	356,793
繰出金	502,333	548,516	490,437	514,894	555,177	513,997	517,656	517,149	531,279	549,423
歳出合計	4,996,854	4,521,763	4,749,536	5,019,640	4,688,160	4,954,660	4,678,223	4,456,233	4,678,661	6,252,273

4 投資的経費の内訳

公共施設及び道路・橋梁・下水道（インフラ）の直近10年間の整備費合計額の推移(p.11)

(単位：千円)

	公共施設に係る投資的経費	道路・橋梁・下水道に係る 投資的経費	公共施設とインフラの合計
平成23年度	723,499	169,332	892,831
平成24年度	260,034	138,181	398,215
平成25年度	320,345	211,299	531,644
平成26年度	384,351	191,443	575,794
平成27年度	248,462	183,655	432,117
平成28年度	418,591	179,503	598,094
平成29年度	280,326	189,922	470,248
平成30年度	121,586	132,427	254,013
平成31年度	142,704	186,697	329,401
令和2年度	356,610	154,063	510,673
10年平均	325,651	173,652	499,303

5 更新費用の試算結果の内訳

(1) 公共施設の更新費用の試算【事後保全型※】(p. 22)

(単位：億円)

項目	年度															
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	
当初時点から未実施の更新	10.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	1.4	8.8	0.0	0.0	0.0	
築後30年経過に伴う大規模改修	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
建替え	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	12.8	2.4	0.3	0.4	2.0	2.3	0.2	6.5	0.0	
合計	13.5	3.5	3.5	3.6	3.5	4.1	16.3	5.9	3.8	3.8	3.4	11.1	0.2	6.5	0.0	

(2) 道路・橋梁・下水道（インフラ）の更新費用の試算【事後保全型】(p. 23)

(単位：億円)

項目	年度															
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	
道路	4.1	4.1	4.1	4.1	4.1	4.1	4.1	4.1	4.1	4.1	4.1	4.1	4.1	4.1	4.1	
橋梁	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	
下水道	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
合計	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	

(3) 公共施設・インフラの更新費用の試算【事後保全型】(p. 24)

(単位：億円)

項目	年度															
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	
公共施設	13.5	3.5	3.5	3.6	3.5	4.1	16.3	5.9	3.8	3.8	3.4	11.1	0.2	6.5	0.0	
インフラ	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	
合計	17.9	7.9	7.9	8.0	7.9	8.5	20.7	10.3	8.2	8.2	7.8	15.5	4.6	10.9	4.4	

※事後保全型：損傷や劣化が顕在化あるいは深刻化してから補修等の対策を行う保全方法。

(4) 公共施設の更新費用の試算【予防保全型※（長寿命化）】(p. 27)

(単位：億円)

項目	年度															
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	
当初時点から未実施の更新	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
大規模改修	10.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	1.4	8.8	0.0	0.0	0.0	
中規模修繕	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.6	0.0	3.4	0.3	
建替え	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
合計	13.5	3.5	3.5	3.6	3.5	3.6	3.5	3.5	3.6	3.5	1.4	11.4	0.0	3.4	0.3	

(5) 道路・橋梁・下水道（インフラ）の更新費用の試算【予防保全型（長寿命化）】(p. 28) (単位：億円)

項目	年度															
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	
道路	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	
橋梁	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	
下水道	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
合計	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	

(6) 公共施設・インフラの更新費用の試算【予防保全型（長寿命化）】(p. 29)

(単位：億円)

項目	年度															
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	
公共施設	13.5	3.5	3.5	3.6	3.5	3.6	3.5	3.5	3.6	3.5	1.4	11.4	0.0	3.4	0.3	
インフラ	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	
合計	13.9	3.9	3.9	4.0	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9	1.8	11.8	0.4	3.8	0.7	

※予防保全型：定期点検などにより建物の機能や性能を常に把握し、劣化の状態を予測し予防的な処置を施していく保全方法。

6 耐震改修促進法における規制対象一覧（一部簡略化）

用途		特定既存耐震不適格建築物の要件	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件	耐震診断義務付け対象建築物の要件
学校	小学校、中学校、中等教育学校前期課程若しくは特別支援学校	階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上（屋内運動場の面積を含む）	階数 2 以上かつ 1,500 m ² 以上（屋内運動場の面積を含む）	階数 2 以上かつ 3,000 m ² 以上（屋内運動場の面積を含む）
	上記以外の学校	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上		
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数 1 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 1 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 1 以上かつ 5,000 m ² 以上
卸売市場、賃貸住宅（共同住宅）、寄宿舎、下宿、事務所、工場		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上		
ボーリング場、スケート場、水泳場等、病院、診療所、劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場、公会堂、展示場、百貨店、マーケットその他物品販売業の店舗、ホテル、旅館、博物館、美術館、図書館、遊技場、公衆浴場、飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール等、理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行等サービス業を営む店舗、旅客の乗降・待合施設（車両、船舶、航空機）、自動車車庫、停留又は駐車施設（自動車又は自転車）、公益建築物（保健所、税務署等）		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
老人ホーム、老人短期入所施設、老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター等		階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 2 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 2 以上かつ 5,000 m ² 以上
幼稚園、保育所		階数 2 以上かつ 500 m ² 以上	階数 2 以上かつ 750 m ² 以上	階数 2 以上かつ 1,500 m ² 以上
危険物貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	500 m ² 以上	階数 1 以上かつ 5,000 m ² 以上（敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る）
避難路沿道建築物		耐震改修等促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の 1/2 超の高さの建築物（道路幅員が 12 m 以下の場合は 6 m 超）	左に同じ	耐震改修等促進計画で指定する重要避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の 1/2 超の高さの建築物（道路幅員が 12 m 以下の場合は 6 m 超）
防災拠点である建築				耐震改修等促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な、病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物

※義務付け対象は旧耐震基準による建築物

今後の本町における公共施設の在り方について伺います。

問 18 あなたは町内の公共施設をどのくらい利用していますか。以下の主な公共施設ごとに1つ、あてはまる番号を○で囲んで、お答えください。

主な公共施設	利用状況	よく利用する (月に1回以上)	時々利用する (年に数回)	ほとんど利用 していない(数 年に1回)	今まで1度 も利用した ことがない
① 役場庁舎		1	2	3	4
② 山屋記念図書館		1	2	3	4
③ 保健センター		1	2	3	4
④ 町民プラザ		1	2	3	4
⑤ 総合体育館		1	2	3	4
⑥ 温水プール		1	2	3	4
⑦ 町民体育館		1	2	3	4
⑧ 東部運動公園・サッカー場		1	2	3	4
⑨ 公園施設（なかさと公園など）		1	2	3	4
⑩ 総合福祉センター		1	2	3	4

※ 主に広く町民が利用できる施設を対象とし、学校や保育園・幼稚園などの施設は除きます。

問 19 今後、公共施設の老朽化等に関する問題への取り組みが求められてきます。あなたは今後、町の公共施設をどのようにしていくのがよいと思いますか。以下の対応方法ごとに1つ、あてはまる番号を○で囲んで、お答えください。

対応方法	あなたの考え	積極的に実施 するのがよい	どちらかとい えば実施する のがよい	どちらかとい えば実施しない ほうがよい	実施しない ほうがよい
① 予防的な補修を進め、できるだけ長持ちをさせる		1	2	3	4
② 補修するよりも、積極的に建て替えを進める		1	2	3	4
③ 将来的な施設の統廃合を検討する		1	2	3	4
④ 複数の役割を持つ施設の建設を検討する		1	2	3	4
⑤ 施設維持のために利用者負担の引き上げを検討する		1	2	3	4
⑥ 施設維持のためにサービスのあり方を検討する		1	2	3	4
⑦ 建物の建替えに民間のノウハウや資金を活用する		1	2	3	4
⑧ 同様なサービスを提供する民間施設等の利用に助成をする		1	2	3	4



利用者アンケートのお願い

千代田町ではこれまで行政需要への対応と町民サービスの向上を目指し、公共施設の整備に取り組んでまいりました。しかしながら、今後は町民プラザ等多くの公共施設の老朽化が進行し、維持や建替えに要する費用の増加が見込まれます。

このような状況に対応するため、利用者の皆様のご意見をお伺いし、これからの公共施設の管理・運営について検討する際の参考にさせていただきたいと思っております。

ご多忙のところお手数ですが、ご協力くださいますようお願い申し上げます。



以下の質問について、あてはまる番号に○を付けてください。

❖質問1 あなたは男性ですか、女性ですか。

- | | |
|-------|-------|
| 1. 男性 | 2. 女性 |
|-------|-------|

❖質問2 あなたは現在何歳ですか。

- | | | | |
|----------|--------|--------|----------|
| 1. 20歳未満 | 2. 20代 | 3. 30代 | 4. 40代 |
| 5. 50代 | 6. 60代 | 7. 70代 | 8. 80歳以上 |

❖質問3 あなたはどちらにお住まいですか。

- | | |
|-------|-------|
| 1. 町内 | 2. 町外 |
|-------|-------|

❖質問4 当施設をどのくらい利用していますか。

- | | | | |
|---------|---------|---------|----------|
| 1. 週に数回 | 2. 月に数回 | 3. 年に数回 | 4. 数年に一度 |
|---------|---------|---------|----------|

❖質問5 当施設の利用について、満足していますか。

- | | |
|---------------|-------------|
| 1. 満足している | 2. ほぼ満足している |
| 3. あまり満足していない | 4. 満足していない |

【質問5で「あまり満足していない」または「満足していない」と答えた方に伺います。】

❖質問6 満足していない理由はなぜですか。

(以下の中から、あてはまる番号にすべて○を付けてください。)

1. 老朽化などにより安全面に不安を感じているため
2. 設備が不衛生なため
3. 施設の構造や施設の場所が不便なため
4. 利用料金が高いため
5. スタッフの対応が悪いため
6. 開館日、開館時間が合わないため
7. その他(具体的な理由:)

【再び全員に伺います。】

❖質問7 今後、当施設をどのようにしていくのがよいと思いますか。

(以下の中から、あてはまる番号に3つまで○を付けてください。)

1. 現在の建物を補修しながら、出来るだけ長い間使用する
2. 建替えを行う
3. 施設の統廃合や複合施設の建設を検討する
4. 施設の維持、充実のため利用料金の引き上げを検討する
5. 利用促進のため料金の引き下げ、休館日や開館時間などを検討する
6. 同様なサービスを提供する民間施設等の利用に助成をする
7. その他(具体的な方法:)

❖質問8 当施設や町の公共施設についてのご意見・ご要望などありましたら、ご自由にご記入ください。

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

今後の施設運営・公共施設のあり方の参考としたいと思います。

またのご利用をお待ちしております。



千代田町 公共施設等総合管理計画

発行 平成28年3月（令和4年3月改定）
編集 千代田町役場 企画財政課

〒370-0598
群馬県邑楽郡千代田町大字赤岩 1895-1
電話：0276-86-2111(代表)
ホームページ：<https://www.town.chiyoda.gunma.jp/>
